

「福祉国家」政策論への規範経済学的基礎付け¹

吉原直毅
一橋大学経済研究所

初稿 2005 年 10 月 26 日, 現稿 2005 年 11 月 23 日

1. イントロダクション

いわゆる「経済のグローバリゼーション」の下で、日本の福祉国家制度も本格的再編が進んでいる。その動向は、「新自由主義」路線として特徴付けられることも多い。すなわち、経済的自由競争を重視し、規制緩和や市場の競争ルールの整備を進める一方、社会福祉や教育など従来公共部門が担ってきたものを民間へと移して「小さな政府」を作り、「民間活力」による経済的効率やサービスの向上を図る路線として特徴付けられている。これらの政策路線の資源配分的特徴の一つは、端的に言って大企業や高所得者層への優遇的な減税の実施であり²、他方での福祉的支給の切り詰め・制度見直し³等を通じた、所得再分配メカニズムの変換である。こうした政策的動向は、他方で労働市場の規制緩和⁴やそれを法的根拠として進行する非正規雇用比率の拡大⁵の下での民間給与総額の減少という傾向⁶と相俟って、結果としての所得格差の拡大をもたらしている⁷。また、所得の不平等が世代を通じて拡大的に再生産される傾向もあって、出身家計に起因する人生選択の「機会の不平等」が近年拡大傾向にあると、社会的にも認識されつつある。

「新自由主義」路線に基づく福祉国家制度の再編成は、政治学や社会学、マルクス系経済学等の学問的議論上でも、批判の対象として取り上げられる事が多い⁸。他方、経済

¹ 本論文の早期原稿は、2005 年 10 月の一橋大学経済研究所定例研究会にて報告された。当研究会において、本論文の改訂作業に関わる有益な助言を、祝迫得夫、神林龍、黒崎卓、西沢保の各氏より戴いた。ここに感謝申し上げる次第である。また関連する研究報告を 2005 年 10 月の早稲田大学政治経済学部第 142 回 Glope ワークショップ「国家、分配、デモクラシーの政治経済学」で行った際に、宇佐美誠氏との議論の機会を得たことが、本論文執筆上、有益であった。ここに感謝申し上げる次第である。

² 例えば、法人税(97 年度 37.5%から 98 年度 34.5%、99 年度 30%)・法人事業税(97 年度 12%、98 年度 11%、99 年度 9.6%)等の減税、所得税(98 年度 50%から 99 年度 37.5%)・住民税(98 年度 15%から 99 年度 13%)の最高税率引き下げ、研究開発減税(研究開発促進税制)(03 年度)、有価証券取引税の廃止(99 年度)、配当所得(03 年度)への減税、等々の実施である。

³ 例えば、「生活保護制度の見直し」では、「自立支援プログラム」の導入の提案など自立的支援制度・運用の見直しが検討される一方、老齢加算や母子加算の段階的廃止が検討され、全体として生活保護費の国庫負担率引き下げ(2007 年度実施)と地方自治体への負担の転嫁が「三位一体改革」の一環として検討されている。

⁴ 例えば、労働基準法の改定による、裁量労働制の導入(98 年度、03 年度)や、従来一年以内とされた有期雇用の三年までの拡大(98 年度、03 年度)、また、派遣労働の「原則自由」化(00 年度)及びその製造業務への適用(04 年度)等。

⁵ そうした動向は結果的に労働市場の買い手市場的構造を強化することもあり、正規被雇用者においても総労働時間の増大という傾向が見られている。

⁶ 98 年度以来、ここ 5 年間で 19.2 兆円ほど減少している。

⁷ 「所得格差拡大」に関しては、学界でもその認識評価は論点になっている。例えば、大竹(2005)で論じられる様に、80 年代以降の所得格差の拡大は、人口分布が高齢者に厚くなり、二世帯や単身世帯が増加する事で生じた見かけ上のものである、という評価もある。とはいえ、大竹(2005)でも論じている様に、90 年代以降、若年層での所得格差の拡大傾向や消費格差の拡大は認められているのであり、また、金融資産の同一年齢内格差の拡大も認められている。

⁸ 例えば、斉藤編(2004)、塩野谷・鈴木・後藤編(2004)、池上・二宮編(2005)などを参照の事。

の「グローバル化」の下で国民経済の国際競争力の維持・強化の必要性を考慮する観点からは、「新自由主義」路線に関しても、別な評価が有りうるのである。つまり、一連の規制緩和や市場の競争ルール整備は、市場の競争的メカニズムとしての機能を改善させる事を通じて、経済的資源配分をより効率化させ、社会的厚生改善に寄与するだろう。また、法人税や所得税における最高税率の引き下げや有価証券取引税の廃止、配当所得への減税、研究開発促進税、あるいは労働市場の規制緩和等々は、総じて国家予算配分を、社会的弱者向けの福祉関連項目から国内主要産業の国際競争力強化対策項目へとシフトさせるかもしれない。しかしそれらは結局、主要大企業の下で国民経済の生産性と国際競争力を維持・向上させる事によって、長期的には社会的弱者の雇用条件の改善・拡張や福祉関連予算の確保・拡張が見込まれ、結果的に弱者も長期的には改善させるであろう、と。こうした議論の「正当性」についても、新古典派経済学の精緻なミクロ経済理論的分析によってある程度の裏づけを与えることは十分に可能である。実際、現代の厚生経済学における標準的な政策的評価基準である「仮説的補償原理」は、「新自由主義」的政策体系の理論的正当性を検証する術を与えてくれるであろう。

もっとも、一定の見識を持つ人であれば、以上のような正当化の議論だけによって、「新自由主義」路線に全てを委ねてしかるべきという結論を導き出すことに対して、当然の留保を置こうとするであろう。それは、そもそも「仮説的補償原理」の基準は、政策体系の整合的な社会的評価を為しえないという問題⁹があり、また、その基準は資源配分の「公正性」の観点を反映しないという問題もある。したがって、「新自由主義」路線の結果として拡大する貧富の格差や「機会の不平等」を放置してよいのか、あるいはどこまで是正の措置を制度化するのか、という問題についての価値判断を行うためには、独自の基準を新たに考えていくしかない。

伝統的な厚生経済学においては、完全競争市場における経済的資源配分機能の効率性の確認から出発しつつも、「市場の失敗」問題や「配分の公正性」問題等の解決の為に市場への政策的介入が不可欠であるとの基本認識に立っている。その認識は当然、共有しつつも、その上で適切な政策評価の方法や基準の提示、さらにそうした評価に適用政策メカニズムの提起を行う際には、その提起が現実の社会で生活する人々が直観的に持つであろう福祉のあり方に関する価値観に照らして妥当である事が問われるであろう。そうである限りにおいて、伝統的な厚生経済学的前提する厚生主義的立場・方法論は、批判的に評価されざるを得ないのではないかと本稿で基本的問題認識である。

例えば、生活扶助基準の見直しと自立支援制度の見直しとして特徴付けられる「生活保護制度の見直し」問題に関しても、就労に条件付けられた給付制度を推進する「ワークフェア」政策として位置づけられる¹⁰。この見直し案は、そこで提案された「自立支援プログ

⁹ 容易に確認できることであるが、既存の「仮説的補償原理」の基準は、いずれも循環的な二項関係を生み出す可能性を有している。

¹⁰ 近年の福祉国家の危機の社会的・経済的背景ならびにその歴史的経緯についての明快なサーベイは、新川（2004a）において与えられている。また、「新しい福祉国家」路線の特徴として挙げられる「ワークフェア」や「積極的労働政策」等

ラム」については被保護者のニーズの多様性を考慮した支援メニューの整備を位置づける等、評価すべき点も多いが、近年の経済的格差の拡大を反映する形で生活保護者数・率ともに増加し、かつ保護受給期間が長期化する傾向の下、老齢加算や母子加算の段階的廃止の検討など、保護水準の切り下げの提案も含んでいる。さらに被保護者が「自立支援プログラム」への参加を拒否する場合の保護の停止・廃止というある種のインセンティブ・メカニズムを盛り込んでいいる。

こうした「ワークフェア」政策路線が、その背景に持つ生活保護についての理念とは、主に市場的論理・経済的効率性の配慮に動機付けられたものであり、言わば「福祉の市場化」の導入である事が伺われる。それに対しては、いかなる国民にも保証されるべき基本的人権¹¹を脅かす仕組みであるという批判も少なくない。例えば、自立支援のプログラムが就労による自立を目的にしている点は評価に値するであろうが、それが適用された場合の実態として起こり得るのは、母子家庭の母親や病気の人など、働きたくても働けない状況があるにも関わらず、実情を無視した就労を強要するメカニズムとして機能する状況であり、そのような可能性への危惧の声や、その結果としての「ワークフェア」政策への代替案¹²の要請の声も当然ながら出てくるであろう。しかしながら、伝統的な厚生経済学において開発されてきた費用・便益分析や仮説的補償原理などの厚生主義的な政策評価は、後で議論するように、貨幣的に換算可能な消費選好の充足という福祉尺度に基づくものであり、上記のような基本的人権などの観点は「経済学以外の社会科学の学問領域」として、考察の対象から外している。実際、こうした観点は、財・サービスの消費水準に基づく評価のみでは捉えられない人の福祉や「善き生」についての概念や多様な評価軸を明確化しないことには、経済政策の社会的評価の際の参照基準にはなりづらいだろう事も容易に理解できる。

にも拘らず、「ワークフェア」的福祉政策への評価問題に限らず、一般に経済政策の妥当性を巡る議論において、伝統的な「経済学的」観点、すなわち厚生主義的な価値基準と、伝統的には上記の例のように「非経済学的」と扱われるような、しかしながら参照するに値する観点や価値基準との間での評価の対立は、政策の社会的意思決定過程において普遍的に見られる問題である。それ故に両価値を参照可能とする、より包括的な社会的評価の仕組みを確立することが求められることになるだろう。それによって、生活保護制度などの福祉政策への(包括的)評価も含め、「新自由主義」的な福祉国家再編路線について、より適切な見識とバランス感覚の下での社会的評価や、代替案の提示なども可能になってくるであろう。

以下、第 2 節では、福祉国家的政策の社会的評価問題に対して、伝統的な厚生経済学が前提する厚生主義的アプローチの限定性を明らかにする。その上で、第 3 節では、その限定性を超克した、より包括的な社会的評価を確立する為の理論的基礎作業を進行さ

の欧米における展開のサーベイとして、宮本 (2004)が有益である。

¹¹ いわゆる日本国憲法 25 条第 1 項の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の事である。

¹² そのような代替案として位置づけられているのが「基本所得」政策である。「基本所得」政策については、後藤・吉原 (2004)を参照の事。

せる。最後に 4 節で、全体としての結論といくつかの追加的注意事項について言及する。

2. 厚生主義アプローチの何が問題か？

厚生主義とは人々が社会において享受する福祉状態に関する評価を、人々の主観的選好の充足度に基づいて行う立場・方法論と言ってよい。とりわけ新古典派経済学の舞台設定の下では、それは個々人の財・サービスの消費に関する主観的選好の充足度を情報的基礎として、社会の福祉状態を評価する議論であると要約する事が出来よう。こうした社会福祉の評価方法に関しては、アマルティア・セン[Sen (1979; 1980)]やロナルド・ドゥウォーキン[Dworkin (1981a; 2000)]などによる批判が良く知られている¹³。対して、(厚生)経済学の枠内に限れば、その厚生主義的方法についての問題点をより一層、先鋭化させた形で浮かび上がらせることができる。その点を、以下、いわゆる新厚生経済学派の**仮説的補償原理**に基づく政策評価方法を具体例として、見ていくことにしよう。

N 人の個人からなる社会に m 種類の純粋私的財が存在し、その純粋私的財が当該社会に全体として $\Omega \in \mathbf{R}_{++}^m$ だけ賦存するとしよう。各個人に共通の消費可能空間は \mathbf{R}_+^m であり、また、各個人 $i \in N$ の消費可能空間 \mathbf{R}_+^m における選好は、効用関数 $u_i: \mathbf{R}_+^m \rightarrow \mathbf{R}$ で表現されると仮定する。この効用関数は \mathbf{R}_+^m で連続、単調増加、かつ準凹な実数値関数であるとす。そのような効用関数のクラスを \mathbf{U} で表す。また、社会全体として利用可能な生産技術は、生産可能性集合 $Y \subseteq \mathbf{R}^m$ として与えられている。この集合 Y は凸であると仮定しよう。

以上の設定の下で、任意な一つの生産経済がリスト $e \equiv \langle N; \mathbf{R}_+^m; (u_i)_{i \in N}; \Omega; Y \rangle$ によって定義される。この経済における実行可能配分の集合は

$$A(e) \equiv \left\{ \mathbf{x} = (x_i)_{i \in N} \in \mathbf{R}_+^{mn} \mid \sum_{i \in N} x_i \in Y + \{\Omega\} \right\}$$

として定義される。任意の実行可能配分 $\mathbf{x} \in A(e)$ がこの経済環境 e において**パレート効率**的であるのは、以下のパレート優位性の条件を満たす実行可能配分 \mathbf{x}' が存在しないとき、そのときのみである：

$$u_i(x'_i) \geq u_i(x_i), \quad \forall i \in N; \quad \text{かつ} \quad u_j(x'_j) > u_j(x_j), \quad \exists j \in N.$$

¹³ それらは人々が享受する福祉を主観的選好の充足という観点からのみ評価する、その情報の基盤の限定性への批判であった。さらに、選好充足としての厚生概念に関しても、いかなる種類の選好の充足に起因しているかという問題に対して厚生主義が採る中立的態度を批判するものであった。すなわち、個人の持つ攻撃的嗜好(offensive tastes)の充足による効用も、高価な嗜好(expensive tastes)の充足による効用も、適応的選好形成ゆえの充足による効用も、あるいは「飼い慣らされた主婦(termed housewife)」などのような安価な嗜好(cheaper tastes)ゆえの充足による効用も、いずれも効用充足という一元的な尺度に還元して評価するという意味で、社会的厚生の評価において無差別に取り扱う点への批判であった。これらは、厚生主義の持つ一般的性格に関わる哲学的・方法論的批判である。

この生産経済におけるパレート効率的配分の集合を $P(e)$ で表す。今、任意のパレート効率的配分 $\mathbf{x} = (x_i)_{i \in N} \in P(e)$ に関して、 $\bar{U}(x_i; u_i) \equiv \{x \in \mathbf{R}_+^m \mid u_i(x) \geq u_i(x_i)\}$ を各個人ごとに定義し、さらに集合 $\bar{U}(\mathbf{x}; \mathbf{u}) \equiv \sum_{i \in N} \bar{U}(x_i; u_i)$ を定義する。この集合 $\bar{U}(\mathbf{x}; \mathbf{u})$ の各要素は、財ベクトル $x \in \mathbf{R}_+^m$ であって、かつこの財ベクトル x を消費者の間に適当に配分すれば、いずれの個人 $i \in N$ も少なくとも $\bar{u}_i = u_i(x_i)$ の効用を得る事が出来る。この集合 $\bar{U}(\mathbf{x}; \mathbf{u})$ の下方境界集合 $\partial \bar{U}(\mathbf{x}; \mathbf{u})$ はスキトフスキー・フロンティアと呼ばれる。定義より、 $y + \Omega \in \partial \bar{U}(\mathbf{x}; \mathbf{u})$ である事が容易に確認できよう。また、 (\mathbf{x}, y) がパレート効率的配分であることから、

$$(Y + \{\Omega\}) \cap \overset{\circ}{U}(\mathbf{x}; \mathbf{u}) = \emptyset, \text{ 但し } \overset{\circ}{U}(\mathbf{x}; \mathbf{u}) \equiv \bar{U}(\mathbf{x}; \mathbf{u}) \setminus \partial \bar{U}(\mathbf{x}; \mathbf{u}),$$

が成立する。以上の準備の下、仮説的補償原理について定義する。 N 人の社会で、かつ彼らの効用関数プロファイルが $\mathbf{u} = (u_i)_{i \in N}$ で与えられているとしよう。このとき：

定義1: 任意の経済環境 $e \equiv \langle N; \mathbf{R}_+^m; (u_i)_{i \in N}; \Omega; Y \rangle$ の下での任意の実行可能配分 $\mathbf{x} \in A(e)$ と、任意の経済環境 $e' \equiv \langle N; \mathbf{R}_+^k; (u_i)_{i \in N}; \Omega'; Y' \rangle$ における任意の実行可能配分 $\mathbf{x}' \in A(e')$ に関して、 \mathbf{x} から \mathbf{x}' への移行が強いカルドア原理によって是認されるのは $\sum_{i \in N} x'_i \in \overset{\circ}{U}(\mathbf{x}; \mathbf{u})$ が成立するときそのときのみである。

すなわち、経済環境 e の下で導かれる、実行可能配分 \mathbf{x} のスキトフスキー・フロンティアの「右上方」に配分 \mathbf{x}' の下での総消費点 $\sum_{i \in N} x'_i$ が位置している。これは $\overset{\circ}{U}(\mathbf{x}; \mathbf{u})$ の定義より、 $\sum_{i \in N} x'_i$ を適当に分配することによって \mathbf{x} を「パレート優越」する別の実行可能配分 $\mathbf{x}'' \in A(e')$ の存在を意味する。かくして、 \mathbf{x} から \mathbf{x}' への移行が強いカルドア原理によって是認される事とは、 \mathbf{x}' を達成する財の資源配分の再分配を仮に行うことによって、 \mathbf{x} を「パレ

ート優越」する、 $\sum_{i \in N} x_i'' = \sum_{i \in N} x_i'$ という性質を持つ別の実行可能配分 $\mathbf{x}'' \in A(e')$ が存在する事に他ならない。

一般に、 \mathbf{x}' と \mathbf{x} とでは「パレート優越関係」が生じると限らない。すなわち、政策による社会状態の \mathbf{x} から \mathbf{x}' への移行によって、効用上の改善を享受する個人(受益者)がいる一方で、効用上のロスに被っている個人(損失者)がいる状況が普遍的である。このような状況においても、 \mathbf{x}' を達成する財の資源配分の再分配を仮に行うことによって、政策実行による損失者の効用上のロスを受益者からの移転によって補っても尚、受益者の状態は \mathbf{x} と比較して尚、悪化していないかもしくは改善されているのであれば、現実にもそのような受益者から損失者への損失の補償が行われるか否かに関わりなく、政策の実行による \mathbf{x} から \mathbf{x}' への移行は社会的な改善を意味する。これが強いカルドア原理の意味である¹⁴。

カルドア原理は、人々の財・サービスの消費に関する主観的選好の充足度を表す効用水準のみを政策評価の情動的基礎としているという意味で、厚生主義的であり、また、その定義より明らかなように、厚生主義的パレート基準の拡張原理でもある。それは、本来のパレート原理によっては判断保留せざるを得ない政策的変化に関しても、潜在的なパレート改善の可能性の有無という観点で、明確な価値判断を下す立場である。また、人々の財・サービスの消費に関する主観的選好の充足度という観点での潜在的パレート改善の有無にのみ基づく社会的判断を呈示するという意味では、これは厚生主義的平等主義に基づく分配的正義論ですらなく、資源配分の(潜在的)配分効率性に拘るという意味ではむしろ功利主義的である。

仮説的補償原理に代表される厚生主義的規範理論が、人々の財・サービスの消費に関する主観的選好の充足度という観点での福祉概念に立脚している、と言われる事の意味をもう少し掘り下げて考えてみよう。そのために、いわゆる**費用・便益分析**の概念を導入し、それらと仮説的補償原理との論理的関係について考察しよう。 $i \in N$ をある消費者として、彼の初期所得は $M_i > 0$ であるとしよう。また、彼の消費に関する選好順序は効用関数 u_i で表されているものとする。このとき、市場価格 $p \in \mathbf{R}_+^m$ の下での彼の間接効用水準は、

$$V_i(p, M_i) \equiv \max_{x \in B(p, M_i)} u_i(x)$$

で与えられる。但し、 $B(p, M_i)$ は個人 i の予算集合である。今、市場価格が $p' \in \mathbf{R}_+^m$ へと

変化する結果、彼の間接効用水準も $V_i(p', M_i)$ に変化したとしよう。このとき、この変化

¹⁴ カルドア原理には、ここで紹介する「強い」原理バージョンの他、「弱い」バージョンの定義も存在する。また、仮説的補償原理の議論としては、他にヒックス原理、スキトフスキー原理、サミュエルソン原理などがあるが、ここではそれらの細かい異同についての言及は省略する。ここで論ずるカルドア原理の前提する経済厚生概念についての批判は、仮説的補償原理のその他のバージョンに関しても妥当するからである。

後の効用水準を得るために、変化前の消費者が必要とする追加的所得を $EV^{(p,p')}$ で表すと、

$$V_i(p, M_i + EV^{(p,p')}) = V_i(p', M_i)$$

が成立する。この $EV^{(p,p')}$ を所得の**等価変分(equivalent variation)**という。他方、変化前の効用を維持する為に、変化後の消費者の所得からの控除額を $CV^{(p,p')}$ で表すと、

$$V_i(p', M_i - CV^{(p,p')}) = V_i(p, M_i)$$

が成立する。この $CV^{(p,p')}$ を所得の**補償変分(compensating variation)**という。

所得の等価変分及び補償変分を、支出関数を用いて表現すると以下のようになる。今、支出関数は

$$e(p, \bar{u}_i) \equiv \min_{x \in \mathbf{R}_+^m, u_i(x) \geq \bar{u}_i} p \cdot x$$

と定義される。任意の経済環境 $e \equiv \langle N; \mathbf{R}_+^m; (u_i)_{i \in N}; \Omega; Y \rangle$ と、 $e' \equiv \langle N; \mathbf{R}_+^k; (u_i)_{i \in N}; \Omega'; Y' \rangle$ を

考え、それぞれ対応する実行可能配分 $\mathbf{x} \in A(e)$ と、 $\mathbf{x}' \in A(e')$ を取る。それぞれの配分は

それぞれの経済環境の下でパレート効率的であり、その結果対応する効率価格ベクトル p

及び p' が存在する。すると配分 \mathbf{x} において、各消費者 $i \in N$ の間接効用関数値は $V_i(p, p \cdot x_i)$

で与えられる。対応して、 \mathbf{x}' において、各消費者 $i \in N$ の間接効用関数値は $V_i(p', p' \cdot x'_i)$ で

与えられる。その結果、配分 \mathbf{x} から配分 \mathbf{x}' の移行に伴う、各消費者 $i \in N$ の補償変分、等価変分は、

$$CV_i^{(p,p')} = e(p', V_i(p', p' \cdot x'_i)) - e(p', V_i(p, p \cdot x_i)) \quad \text{及び}$$

$$EV_i^{(p,p')} = e(p, V_i(p', p' \cdot x'_i)) - e(p, V_i(p, p \cdot x_i))$$

となる。各個人の補償変分、及び等価変分の集計したものを**集計的補償変分**、及び、**集計**

的等価変分と呼び、それぞれ $\sum_{i \in N} CV_i^{(p,p')}$ 、及び、 $\sum_{i \in N} EV_i^{(p,p')}$ で表すものとする。

以下の諸帰結は、ミクロ経済学における既知の基本的事実である：

命題 1: 任意の経済環境 $e \equiv \langle N; \mathbf{R}_+^m; (u_i)_{i \in N}; \Omega; Y \rangle$ 、 $e' \equiv \langle N; \mathbf{R}_+^k; (u_i)_{i \in N}; \Omega'; Y' \rangle$ 、及び

任意のパレート効率的配分 $\mathbf{x} \in P(e)$ 、 $\mathbf{x}' \in P(e')$ に関して、配分 \mathbf{x} から配分 \mathbf{x}' の移行が強い

カルドア原理によって是認されるならば、各パレート効率配分の効率価格ベクトルに基づいて導出される集計的等価変分 $\sum_{i \in N} EV_i^{(p,p')}$ は正值になる。¹⁵

系 1: 任意の経済環境 $e \equiv \langle N; \mathbf{R}_+^m; (u_i)_{i \in N}; \Omega; Y \rangle$, $e' \equiv \langle N; \mathbf{R}_+^k; (u_i)_{i \in N}; \Omega'; Y' \rangle$, 及び、任意のパレート効率的配分 $\mathbf{x} \in P(e)$, $\mathbf{x}' \in P(e')$ に関して、配分 \mathbf{x} から配分 \mathbf{x}' の移行が強いカルドア原理によって是認されるならば、現存の配分 \mathbf{x} に対応するパレート効率価格 \mathbf{p} で評価した \mathbf{x}' の下での国民総所得 $\sum_{i \in N} \mathbf{p} \cdot \mathbf{x}'_i$ は、パレート効率価格 \mathbf{p} で評価した \mathbf{x} の下での国民総所得 $\sum_{i \in N} \mathbf{p} \cdot \mathbf{x}_i$ を必ず上回る。

すなわち、ある政策の導入による社会状態の変化が強いカルドア補償原理によって是認されるための必要条件とは、集計的等価変分 (resp. 集計的補償変分) が正の値を取ることに他ならない。当然ながら、これらの性質は仮説的補償原理が満たされることの十分条件にはならない。但し、 \mathbf{x}' が \mathbf{x} に十分に近い場合には、十分性も成り立つことを確認できる。

命題 2: 任意の経済環境 $e \equiv \langle N; \mathbf{R}_+^m; (u_i)_{i \in N}; \Omega; Y \rangle$, $e' \equiv \langle N; \mathbf{R}_+^k; (u_i)_{i \in N}; \Omega'; Y' \rangle$, 及び、任意のパレート効率的配分 $\mathbf{x} \in P(e)$, $\mathbf{x}' \in P(e')$ に関して、各パレート効率配分の効率価格ベクトルに基づいて導出される集計的等価変分が $\sum_{i \in N} EV_i^{(p,p')} > 0$ であるとしよう。このとき、 \mathbf{x}' が \mathbf{x} に十分に近い場合には、配分 \mathbf{x} から配分 \mathbf{x}' の移行が強いカルドア原理によって是認される。

系 2: 任意の経済環境 $e \equiv \langle N; \mathbf{R}_+^m; (u_i)_{i \in N}; \Omega; Y \rangle$, $e' \equiv \langle N; \mathbf{R}_+^k; (u_i)_{i \in N}; \Omega'; Y' \rangle$, 及び、任意のパレート効率的配分 $\mathbf{x} \in P(e)$, $\mathbf{x}' \in P(e')$ に関して、配分 \mathbf{x} に対応するパレート効率価格 \mathbf{p} で評価した \mathbf{x}' の下での国民総所得 $\sum_{i \in N} \mathbf{p} \cdot \mathbf{x}'_i$ は、価格 \mathbf{p} で評価した \mathbf{x} の下での国民総

¹⁵ 同様の帰結は、集計的補償変分に関しても成立する。

所得 $\sum_{i \in N} p \cdot x_i$ を必ず上回るとしよう。このとき、 \mathbf{x}' が \mathbf{x} に十分に近い場合には、配分 \mathbf{x} から配分 \mathbf{x}' の移行が強いカルドア原理によって是認される。

以上の諸帰結を総括すれば、仮説的補償原理による政策実行の妥当性は、その政策による資源配分の変化がそれほど大きいものでない限り、集計的等価変分及び集計的補償変分などの貨幣的測度を用いて確認することが可能である。他方、興味深いのは系 1 及び系 2 の結果である。これらの結果を要約すれば、仮説的補償原理による政策実行の妥当性は、その政策による資源配分の変化がそれほど大きいものでない限り、国民所得などの貨幣的測度を用いて確認することが可能である。つまり、資源配分の変化がそれほど大きくないことが見込まれる政策についての妥当性のテストとして、仮想的補償原理と国民所得テストとは同値であると言うことができる。

以上の分析に基づいて、仮説的補償原理に代表される厚生主義的厚生経済学への批判を展開する。その批判は、いわゆる「新厚生経済学」派が一般に共有している社会的厚生ないし社会的福祉の概念に関わる問題である。それは以下のような問題である。厚生主義的厚生経済学が前提する社会的厚生ないし社会的福祉の概念とは、仮説的補償原理が国民所得テストや集計的等価変分テスト等と、限定された条件下とはいえ、同値であるという性質からも伺えるように、その大きさを貨幣的測度で評価可能な、「市場化」可能な経済的財・サービスなどの消費から得る主観的選好の充足度の総計としてのそれに他ならない。つまり、それは個々人の福祉というものを貨幣換算可能な経済的便益という側面から評価するアプローチである。しかし本来、社会的厚生ないし社会的福祉の概念とは著しく包括的なものであって、およそ思慮ある人であれば価値を承認するはずのすべてのものを含んでいる。厚生主義的厚生経済学が対象とする社会的厚生とは、この広義の概念としてのそれではなく、直接または間接的に貨幣という測定尺度と関連付けられる(市場)経済的側面としてのそれに限定されている¹⁶。

厚生主義的厚生経済学の社会的厚生概念の限定性についてのこうした認識は、すでに厚生経済学の始祖である A.C.ピグー[Pigou (1932)]において存在していた。例えば、ピグーは『厚生経済学』の「第 1 章 厚生と経済的厚生」において、「我々の研究範囲は、社会

16 こうした指摘に関しては、以下のような反論が厚生主義の立場からは返ってくるであろう。「確かに既存の応用経済学などで利用されている社会厚生分析に関しては、個々人の財・サービスの私的消費に関する貨幣換算可能な選好充足度の集計としての社会的厚生のみを考えている。しかし、必要があれば、個々人の効用関数の定義域を拡張して、財・サービスの私的消費以外の帰結から得る『効用』を考慮する様に、社会的厚生を拡張できるであろう」と。こうしたアプローチは、既存の厚生主義的厚生経済学の限定的な情報的基礎を拡充させる一つの方法であろう。しかし、このアプローチは、人々の持ちうる選好それ自体の種類の多元性を考慮せず、全てを財・サービスの私的消費に関する主観的嗜好と同次元において一つの効用関数上で一元的に処理し評価する立場であるという意味で、本節冒頭に言及したセンやドゥワーキンの厚生主義批判の洗礼を免れ得ない。また、福祉や善き生の規定は必ずしも主観的選好なり嗜好の充足という側面のみでは評価しきれないものである。センのリベラル・パラドックス[Sen (1970a,b)]で提供される「自由主義的権利の尊重」という観点や、同じくセンの「機能と潜在能力」[Sen (1985)]の理論は、そうした「主観的選好の充足」では捉えられない福祉や「善き生」の評価概念を提供するものであったのである。本稿は、こうした個人の「主観的選好の充足」では捉えられない福祉や「善き生」の側面をも考慮した形で、社会的福祉の評価をすべきであるという立場にある。

的厚生のうち、直接または間接に貨幣の尺度と関係付けられることのできる部分に限られることになる。この部分の厚生は経済的厚生と呼ぶことができよう。」と述べ、広い意味での厚生概念と「経済的厚生」概念とを区別し、当面の課題を「現実の近代社会の経済的厚生に影響を及ぼす或る重要な部類の原因」の研究に限定している。すなわち、貨幣尺度が適用可能な経済的厚生が経済学の対象であると限定したのである。ピグーのある意味、大風呂敷的開示を避ける慎み深い自己限定的なこの方法論こそがその後の「厚生経済学」の自己規定を決定付けたと言えるであろうが、彼自身はこうしたアプローチに潜む問題点も十分に認識していたのである。そのことを彼は「一つの経済的原因が非経済的厚生に対して及ぼす影響の仕方が経済的厚生に及ぼす影響を相殺するようなものであるかもしれぬ」と表現し、端的な例として経済的満足の追求に集中するようになる国民の、倫理的質の面での後退現象について、様々な例を列挙している。「ドイツ国民の注意は仕事をすることを覚えようという考えに集中され、そのために往時のように人物たることを学ぼうと努めなくなった」というわけである。

また、資本と労働との間の疎外的関係についても、ピグーは言及している。両者の対抗関係の根源は「賃金率に関する不満」というような経済的厚生上の問題に還元できるものではなく、「自由と責任とを労働者から奪い去り、彼らをば他人の便宜に応じてあるいは使用しあるいは捨て去るところの道具に過ぎぬもの」と位置づけられる労働者の「一般的地位」そのものに関する不満からも来ていると、論じており、こうした問題を非経済的厚生上の問題と位置づけている。その上で、「労働者に彼ら自身の生活を支配する能力を一層強めるようにするために、例えば労働者委員会を通じ使用者と協力して規律と職場の組織とに関する問題を監督すること、あるいは民主的な選挙による議会をして国有産業の責任を直接に負わしめること・・・などは、たとえ経済的厚生を変化せしめず、または実際にこれを毀損することとなっても、全体としての厚生を増大せしめるであろう。」とも論じているのである。

以上のようなピグーの認識は現代における福祉国家政策を考える上で、極めて重要な示唆を与えてくれる。実際、人々がその人生を通じて彼の厚生を高めるのは、経済的な消費活動によって享受する満足だけではない。人々は、良き家族関係、友人関係、隣人関係の存在によってしばしば自らの人生に幸福を感じずる事に見られるように、他者とのよき社会関係・コミュニケーションを形成する事を通じて豊かな良き生を享受しているという側面があり、また、新鮮できれいな空気や水、さらには新鮮な食生活にどの程度恵まれているかという点が、個人の人生評価に大きく影響する事からも見出されるように、豊かな自然環境に囲まれる中で地球に生息する生物として健康な生活を維持する事を通じて、豊かな良き生を享受していると言える。広義の社会的厚生の水準を規定するこうした非市場経済的・社会的諸側面が、例えば、社会的厚生を経済的側面における(潜在的)パレート主義的改善を試みる仮説的補償原理に基づく政策勧告の結果、果たしてより改善される方向に進むか、あるいは逆に市場がもたらすより効率的な私的財消費の満足の達成とは代替

関係にあるのかは、一概には明らかではない。

例えば、産業構造の変換や技術変化を促進する政策によって、国民経済全体としては、企業のコスト・パフォーマンスの改善などを通じて、国民所得の改善が見られたとしよう。企業のコスト・パフォーマンスの改善は、結果的に失業者を生み出してもいるが、同時に、収益性を改善した諸企業からの増加された徴税収入に基づく国家からの失業手当給付を得る事によって、失業者たちといえども、失業以前の水準に近い消費充足を維持できるかもしれない。こうした見通しの立つ政策の実行は、強いカルドア原理に基づけば、社会的厚生を経済的側面における(潜在的)パレート主義的改善を意味するが故に、是認されることになる。しかしこうした評価は、失業によるその個人の人生設計の挫折や、働くことを通じた社会的分業への関与による個人の人生の自己実現の機会の喪失という側面を必ずしも把握した上でのものではない。また、失業期間が長期化することは、単にその個人の賃金所得の稼得機会の喪失を意味するばかりでなく、労働能力それ自体の衰退・枯渇という個人の自律的生の基盤自体の喪失にも繋がりがねない。個人の自律的生や自己実現の遂行という側面をも、社会的福祉を構成する固有の価値ある項目と見なす、広義の社会的厚生概念に基づけば、上記のような国民所得改善的な政策が直ちに奨励されるべきものと結論付けられるか否かは必ずしも自明ではない。そうした問題の存在に、ピグーは留意しているのである。

以上の議論は、厚生主義的厚生経済学を持つ範疇の限定性への、厚生主義一元化的態度への戒めという程度の自己認識に留まるものであって、そうした範疇を乗り越える理論構築へと一歩踏み込むには至らないものである¹⁷。他方、新厚生経済学の担い手であったジョン・ヒックス[Hicks (1959)]においては、同様の認識を共有しつつそうした自己限定性から一歩踏み出す必要性を主張するに到るのである¹⁸。ヒックスはその著書『世界経済論』の序文において、「『経済学者は、経済厚生を促進するであろうと自身の考える或る提案された行為の方向が、より高い立場からそれを無視するような理由からして却下される・・・のを経験する覚悟がなければならぬ』ということは十分に容認される場所である、と考える気にはなれない。」と述べ、「これは厚生のうち経済厚生に含まれぬ『部分』が存在すること、及びこの二種類の目的は衝突する可能性のあることの容認に過ぎない。経済学者は経済学者としての資格において依然として、彼『自身』の国境の内部にとどまることを許され」ているが、こうした経済学者の機能の自己限定に対して、「経済学者はその責務に応えてはいない・・・。厚生主義者のいわゆる『非経済的的局面』をもたぬ『経済的』提案を行なうことは不可能である。経済学者が勧告を行うときは、彼はそれに全面的に責任が

¹⁷ 実際、ピグー自身は経済的厚生としての厚生概念に限定して議論を展開する立場を正当化している。すなわち、「それにもかかわらず私は自分の意見として、特殊の知識が無い限り蓋然性の判断を下す余地があると思う。すなわち或る原因が経済的厚生に及ぼす影響を我々が確認した場合に、我々はこの影響をば、厚生全体に対する影響と比べてみて、その大きさにおいて異なるとも、おそらくその方向において相等しいものと見なしてよいであろう。・・・約言すれば、経済的厚生に対する経済的原因の影響に関する質的な結論は、厚生全体に対する影響についても当てはまるであろうという・・・一つの想定がここにある。・・・この想定が無効であるべきだと主張する人々は、それについて挙証の責任を負うものである」[Pigou (1932)], 翻訳 pp.20-21.、と。

¹⁸ Hicks (1959), 翻訳 pp. xi-xix.

ある。その勧告のすべての局面は、彼がそれを経済的と呼ぶことを欲すると否とに関わらず、彼の関心事項なのである。」と断言している。すなわち、社会的厚生ないし社会的福祉の(市場)経済的側面にのみ限定した政策勧告を行うことは実際には不可能である。従って、経済学者が政策勧告を行う際には、彼はその政策のあらゆる側面——経済的側面及び非経済的側面——に対して、全面的に責任があることを自覚すべきである、と。

また、ラディカル・エコノミストとして知られたハーバード・ギンタス[Gintis (1972)]も、新古典派経済理論の福祉モデルを〈消費と所得〉偏重と批判した上で、代替的な福祉モデルとして、「社会生活において実行される個人の活動から生じるものとしての福祉」論を提示している。ギンタスの議論は以下のように整理される：新古典派の伝統的な福祉と消費者行動の理論では、選好は外生的に与えられる。その選好を一定の限定された選択集合のもとで最大限充足させるような選択行動をすることによって、さまざまな社会的帰結が決定され、個々人の福祉はパレートの意味で最大化される。これは資本主義的経済システムにおける消費者主権、労働者主権、市民主権を認める立場であり、これらの主権はいわゆる社会的厚生関数に組み込まれるべきものとされる。こうした主権を反映した社会的厚生関数によって、社会活動の基本的領域、つまり財・サービス、労働と技術、コミュニティの構造、自然環境の質、教育制度、所得分配、社会的サービスの提供すべてにかかわる社会的結果に対して、新古典派の勧告する政治的・経済的メカニズムについて評価されなければならない、と。

他方、ラディカル派は、これら三つの主権のうち、労働主権と市民主権は資本主義社会では成立しない、という立場をとる。それは、労働主権は生産過程における労資の権力関係ゆえに疎外され、市民主権は国家の政治的意思決定における資本のヘゲモニーの存在ゆえにである。また、消費者主権はこれら二つの主権の不成立と比して大きな問題ではないという立場をとる。むしろ、資本主義社会における個々人が、社会開発によるコミュニティの維持・再生産よりも私的消費の充実を選好する、いわゆる「コミュニティの分裂」問題を疎外されたあり方ととらえていて、そのような「消費偏重的行動」をなぜ人々が取るのか、資本主義社会によるその選好生成のメカニズムを説明しようと、ギンタスは試みている。そこで彼が呈示するラディカル派の福祉モデルというのがあり、そこでは福祉は社会生活における個人の「活動」から生ずるとしている。ここで言う「活動」の個人的福祉に対する貢献として、(a) 個人が活動を遂行し、評価するために開発した個人的能力、(b) 活動がそのものごとでおこなわれるところの社会的活動文脈(労働、コミュニティ、環境、教育制度など)、(c) 活動をおこなうにあたり手段としての個人に利用可能な商品、以上を挙げている。そして、資本主義では個人的福祉をもたらす社会的活動文脈は、市場化された商品の消費のための手段となり、また、どれだけ積極的な社会的活動文脈に近づけるかは個人の所得稼得能力に依存すると。従って、人々は望ましい社会的活動文脈へのアクセスのために、コミュニティを充実させる社会政策への支出よりも、個人的に福祉的消費財の購入によって対応しようとする傾向がある、とギンタスは指摘している。彼のこ

の議論も、ヒックスの自己批判と相通じる内容を持つものであり、その福祉モデルは、アマルティア・センの「機能と潜在能力」論などに代表される非厚生主義的な福祉理論を先取りする内容を持っていたと言っても良いものである。

3. 厚生主義的限界を超克する「社会的厚生関数」の議論の必要性

以上のような厚生主義批判が関わってくるのは、仮説的補償原理に基づく政策評価基準のみならず、いわゆる社会的厚生関数の構成問題の論脈においてもである。社会的厚生関数とは様々な政策体系の実行によって導かれるであろう社会状態や経済的資源配分についてのランキングを与えるものであり、そのランキングに基づいてその社会が採用すべき政策体系を同定し得るものとして、標準的なミクロ経済学では位置づけられている。この社会的厚生関数という概念装置自体は、「福祉国家」的政策を巡る現代的課題を想定する場合にも不可欠である。問題はどのような社会的厚生関数を構成すべきかという点であり、従来バークソン＝サミュエルソン型(B-S)社会的厚生関数が問題視されるのはこの論脈である。それは B-S 社会的厚生関数とはまさに、個々人の消費に関する主観的選好の充足度のみを情報的基礎とする厚生主義的立場に立つものであるからである。社会的厚生関数はその社会が人々に享受する福祉水準を評価するものと解釈されるのであるから、その関数を与える社会状態のランキングは、人々の福祉のあり方に関する適切な観点なり指標を十分に反映するものでなければならぬだろう。消費に関する主観的選好の充足度という観点は、福祉の一側面にしか過ぎず、より多元的な観点が不可欠である事を、これまで言及してきた厚生主義批判は含意しているのである。

では厚生主義的立場を超えて、社会的福祉を評価するためにはいかなる代替的、並びに補完的な評価の観点が考えられるであろうか？我々は、ジョン・ロールズ[Rawls (1971; 1993; 2001)]とアマルティア・セン[Sen (1980; 1985)]の規範理論体系および、ヴァン・パリース[Van Parijs (1992; 1993; 1995)]の規範理論体系から学びつつ、以下の3つの基本的観点を呈示したいと思う。

一つは、現代の市民社会を前提する以上、個人の人生選択に関する自律性は最大限、保証されるべきという観点である。これは自由主義的価値観を前提するものであるが、少なくとも日本や欧米などの社会では、個人の人生選択に関する自律性が保証・実現されているか否かは、その個人の「善き生」を評価するうえで重要な一側面になっている。我々は封建社会や中央集権的社会主義社会のような個人の自律性が抑圧される社会よりは、ある程度の政治的自由主義が確立し、経済的意思決定に関しても市場経済の下である程度分権性と「選択の自由」を享受できる現代的市民社会の方をより高度な福祉社会と見なすだろう。こうした観点は、考えられる社会的厚生関数のあり方に関して一定の制約を与えよう。つまり、仮に人々に十分な消費の充足度を実現する社会経済システムであっても、それが市場経済であればもたらすであろう意思決定の分権性や選択の自由などを保証し得ない制度であるならば、そのような社会状態の下での人々の享受する福祉は高く評価され得ない

のである。

第二に見るべきは、ではその社会の中でそれぞれの個人が自律的に選択する人生の目的としての「善き生」を、十分に追求・実現できているか否か、という観点だろう。もちろん、「善き生」の追求・実現の程度は個々人の意思や努力にも依存するものであるから、政策の選択や評価の際に重要なのは、それぞれの個人が自律的に選択する「善き生」を追求・実現するための機会なり条件を、どの程度実質的に保証・整備しているかである。この問題の論脈において、「善き生」を追求・実現する手段としての経済的財・サービスの資源配分の「公正性」が問われることになる。ここでは、いかなる資源配分を公正と見なしているかに関する分配的正義論が不可欠である¹⁹。

上記の議論は、人々の消費に対する私的選好の充足度という厚生主義的観点それ自体が不必要である事を意味するわけではない。パレート効率性基準として定式化されているこうした基準は、人々の福祉状態を評価する上で依然として、重要な基準のひとつである。したがって、上記 2 つの基準に加えてパレート効率性基準をも、我々が構成すべき社会的厚生関数を制約する条件と考えるべきであろう。

以上の議論を踏まえ、前述のような互いに相異なる複数の多元的基準と整合的な社会的厚生関数の構成可能性という問題が、設定される。前述の 3 つの基準はいずれもそれぞれ妥当なものであり、そうした基準を満たす政策体系の実現は望ましいと言える。問題は、このような複数の互いに相異なる情報的基礎の上で定義される諸基準を同時に満たす政策体系が存在するのか、あるいは実現可能であるのかという点である。そしてこの点に関して、もし上記 3 基準と整合的な社会的厚生関数がそもそも存在しないという話になれば、社会的厚生関数によるランク付けを通して選ばれるであろう政策体系の存在や実現可能性の見通しも覚束ない事になる。

3.1. 拡張された社会的厚生関数の理論的枠組み

前小節の問題提起を踏まえ、以下では後藤=鈴木=吉原[Gotoh, Suzumura, and Yoshihara (2005)]の提起に基づき、**拡張された社会的厚生関数**²⁰の議論を展開したい。ここで考える経済環境は、1 投入 1 産出の単純な生産経済であり、それは以下の様なモデルで表現できる。この社会における個人の全体集合は N であり、 $\#N = n$ である。この社会における一つの労働スキルのプロファイルは $\mathbf{s} \equiv (s_i)_{i \in N} \in \mathbf{R}_+^n$ で記述される。ここで s_i は、任意の個人 i の単位労働時間当たりに行使する、効率単位で評価された労働量を表している。また、 u_i は任意の個人 i の消費に関する選好順序を表現する実数値関数であり、その定義域である消費空間は $Z \equiv [0, \bar{x}] \times \mathbf{R}_+$ である。ここで、空間 $[0, \bar{x}]$ は、任意の個人の選択可能な労

¹⁹現代の代替的な分配的正義論に関する邦文献としては、例えば 吉原 (1999), 鈴木・吉原 (2000), 吉原 (2003b), 後藤・吉原 (2004)などを参照のこと。

²⁰ Gotoh, Suzumura, and Yoshihara (2005) では、「拡張された社会的順序関数」と呼んでいる。

働時間の集合を意味し、 \bar{x} は全ての個人に共通に与えられている、選択可能な労働時間の上限である。他方、非負の実数空間 \mathbf{R}_+ は、生産された財の消費空間を表す。任意の個人 i の消費ベクトルは一般に、 $z_i = (x_i, y_i) \in Z$ によって記述される。 Z 上の選好順序を表す効用関数 u_i は、労働時間に対して単調減少、生産される財の消費に対して強単調増加であると仮定される。その様な性質を共有する効用関数のプロファイル $\mathbf{u} = (u_i)_{i \in N}$ が一つ与えられている。この社会の生産技術は生産関数

$$f: \mathbf{R}_+ \rightarrow \mathbf{R}_+ \text{ 但し、} \forall x \in \mathbf{R}_+, f(x) = y$$

で表され、この f は強単調増加な連続凹関数であるとする。かくして、一つの経済環境は $e \equiv \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle$ として定義され、その許容なクラスを E で表す事にする。ある経済環境 e

$= \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E$ の下での実行可能配分は消費ベクトルの組み合わせ $\mathbf{z} \equiv (z_i)_{i \in N} =$

$(x_i, y_i)_{i \in N} \in Z^n$ であって、 $\sum_{i \in N} y_i \leq f \left(\sum_{i \in N} s_i x_i \right)$ を満たすものである。環境 e の下での実行

可能配分の集合を $A(e)$ で記す事にする。

ここでは資源配分ルールを、ゲーム形式タイプ γ によって表現されるものとする。それは、以下では配分ルールの帰結主義的特性のみならず、非帰結主義的な特性にも関心を寄せる故である。一つのゲーム形式は、ペア $\gamma = (M, g)$ として定義される。ここで $M \equiv \times_{i \in N} M_i$ は各個人の戦略集合 M_i の直積であり、他方、 $g: M \rightarrow Z^n$ は帰結関数である。ゲーム形式 $\gamma = (M, g)$ と一つの経済環境 $e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle$ が定まると、一つの非協力ゲーム (e, γ) が定義できる。その非協力ゲームの純粋ナッシュ均衡戦略の集合を $NE(e, \gamma) \subseteq M$ 、対応する純粋ナッシュ均衡配分の集合を $\tau_{NE}(e, \gamma) \subseteq A(e)$ で記す。このように与えられるゲーム形式を以下では、配分ルールと呼ぶことにしたい。配分ルールの普遍集合を、 Γ で記述する。

我々がここで採用する拡張された社会的厚生関数が定める社会的選好順序の定義域として、我々は従来の B-S 社会的厚生関数がそうであるような単なる資源配分そのもの \mathbf{z} ではなく、むしろ配分 \mathbf{z} とそれを実現する配分メカニズム γ のペア (\mathbf{z}, γ) を採用する。このようなペアを今、一般に、**拡張された社会的選択肢**(extended social alternative)と呼ぶ。今、経済環境が $e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E$ として与えられるとき、その環境の下での実行可能配分 $\mathbf{z} \in A(e)$ は、その環境の下でルール γ を行使することによって定義される非協力ゲーム

(e, γ) のナッシュ均衡帰結であるとしよう。すなわち、 $\mathbf{z} \in \tau_{NE}(e, \gamma)$ である。そのような性質を持つ拡張された社会的選択肢を特に、環境 e における実現可能な拡張された社会的選択肢(realizable extended social alternative)と呼ぶ事にし、そのような選択肢の集合を $\Xi(e)$ で表す。

我々が拡張された社会的厚生関数(extended social welfare function)と呼ぶものは写像 $Q: E \rightarrow (Z^n \times \Gamma)^2$ であって、それは任意の経済環境 $e = \langle N; Z; u; s; f \rangle \in E$ に対して、 $\Xi(e)$ 上の順序関係 $Q(e)$ を割り当てる²¹ものである。ここで、順序関係 $Q(e)$ の解釈は以下ようになる：任意の実現可能な拡張された社会的選択肢 $(\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma') \in \Xi(e)$ に関して、 $((\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma')) \in Q(e)$ となるのは、経済環境 e において実行可能配分 \mathbf{z} が配分ルール γ によってナッシュ均衡として遂行される状態は、実行可能配分 \mathbf{z}' が配分ルール γ' によってナッシュ均衡として遂行される状態よりも、 $Q(e)$ が体現する社会的価値判断に基づくならば、少なくとも同程度に望ましいとき、そのときのみである。また、従来の二項関係の定義と同様に、 $Q(e)$ の対応する無差別関係、狭義の選好関係をそれぞれ $I(Q(e))$ 、及び $P(Q(e))$ で表す。

以下では、上述の拡張された社会的厚生関数 Q が体現すべき社会的価値判断基準を、先に言及した「3つの基本的観点」に基づいて、定式化していきたい。

(I). 労働選択に関する自由主義的権利の定式化

以下では、資源配分問題のフレームワークの下で、個人的権利の問題を考えたい。ここで考える個人的権利とは、第一にジョン・スチュワート・ミルの意味での個人的自由の保証の論脈で考察されるべきであろう。ジョン・スチュワート・ミル[Mill (1859)]の意味での個人的自由論によれば、どんな個人であれ、他の諸個人の意向や政府の決定によって干渉される事なく、己自身の意思に基づいて決定を行える選択肢の私的領域(personal sphere)が存在するべきである。自由主義的な社会であるならば、そのような領域は社会的に尊重すべき個人の権利域として必ず存在すべきである、と論じられる。ここで、ミルの論ずる私的領域の確定をめぐる見解の違いによって、個人的自由権の保証といっても多様な見解

²¹ すなわち、 $\Xi(e)$ 上の二項関係 $Q(e)$ であって、完備性と推移性を満たすようなものである。

の違いが生じうるが、少なくとも何らかの最小限の私的領域というものが存在すると考える点では、同意を得ることは可能であろう。そしてこの最小限の個人的自由すら保証されない形での、経済的資源配分政策は受け容れ難いであろう、と見なすのが一つの規範的見解である。そのような意味での個人的権利が、前節で提示したモデルの枠組みの中でどのように定式化されうるかについて、考察しよう。

経済環境での資源配分問題の論脈では、個人の自律性を保証する個人的権利の観点として、**自己所有権(self-ownership)の原理**が挙げられよう。「自己所有権」論は、いわゆるジョン・ロックの「**ロックの但し書き**」条項の議論に起因し、ロバート・ノージック[Nozick (1974)]によって資本主義社会における私的所有権を正当化する根拠として、ロック主義的な論脈において位置づけられている。しかし「自己所有権」概念を注意深く分析すれば、ヴァン・パレース²²が事実上行ったように、二つの条項に分解できるであろう。すなわち、一つは、生産要素の自由な処分・使用に関する権利という観点からの自己所有権の位置づけであり、もう一つは、生産要素の自由な処分の結果としての経済的成果の専有権としてのそれである。後藤・吉原(2004)でも論じたように、この二つの条項を共に要請する議論こそ、「**強い意味**」での**権原原理**と位置づけられるものであり、ロック主義的リバータリアンが無所有外的資源の**原始的領有(original appropriation)**の議論を展開させる論拠となるものである。他方、パレース自身が拠って立つ「**弱い意味**」での**権原原理**とは、前者のみを要請し、経済的成果の専有権は必ずしも要請しないものであった。我々の立場もまた、パレースと同様、「弱い意味」での**権原原理**のみを受容する事に当面、留める事とする。

こうした議論を踏まえた上で、我々が考察する資源配分問題の論脈で正当化し得る自由主義的個人的権利の内容について、言及したい。一つは配分された私的財と余暇時間の消費の仕方に関する「**選択の自由**」であろう。ここで言う消費の仕方に関する「**選択の自由**」とは、消極な意味でのそれである。つまり、配分された私的財と余暇時間の組み合わせの処分の仕方に関して、その個人以外の誰も決定権を持たないという意味での自由である。他方、配分された私的財と余暇時間を利用してその個人がどのような生活を実現できるかという観点は、センの言う「**潜在能力**」に関連する事柄であり、消極的自由の範疇を超える問題である。いずれにせよ、前者の言う消極的自由の側面での消費の仕方に関する**選択の自由**という権利もまた、経済的資源配分問題を考察するこのモデルの中では暗黙裡にすでに保証済みと前提されていると考えるべきである。

もう一つの正当化し得る自由主義的個人的権利とは、**労働の強制からの自由権**だろう。これは、自分の労働に関しては雇用に関する契約の自由をも含めて、自分自身の**選択権**を保証するものである。すなわち、現在社会に存在している労働市場で確保されている**労働の選択権**は、最小限保証しようとするものである。労働の**選択権**とは、いわゆる職業選択の自由権をも含む概念である。しかし、ここで考察する経済モデルではそもそも職業の違いが存在するような複雑なモデルではなく、全ての個人は同質の労働に従事するか

²²後藤・吉原 (2004)を参照の事。

しないかだけである。その場合には、労働の選択権とは**労働時間の選択権**に還元されると仮定して差し支えないであろう。

労働時間の選択権は、以下のように定義される。ある配分メカニズム $\gamma = (M, g)$ が**労働主権的 (labor sovereign)**であると言うのは、以下の条件が成り立つときそのときのみである：任意の個人 $i \in N$ は、どんな労働時間 $x_i \in [0, \bar{x}]$ に関しても、ある適切な戦略 $m_i \in M_i$ を選択するならば、他者がいかなる戦略 $\mathbf{m}_{-i} \in M_{-i}$ を採るかに関わり無く、 $g_{i1}(m_i, \mathbf{m}_{-i}) = x_i$ ²³とすることが出来る。労働主権的な配分ルールの集合を Γ_{LS} で表す。

かくして：

労働主権(LS): $\forall e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E, \forall (\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma') \in \Xi(e),$

$$[\gamma \in \Gamma_{LS} \ \& \ \gamma' \notin \Gamma_{LS}] \Rightarrow ((\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma')) \in P(Q(e)).$$

上記の拡張された社会的厚生関数に関する公理は、労働主権的な配分ルールを含む拡張された社会選択肢を、そうでない選択肢に対して、より優先的に高い評価を与えるべきことを主張している。この主張は、労働主権的な配分ルール及びそうでないルールそれぞれがいかなる資源配分をナッシュ均衡帰結として実現しているかという観点に関わり無しに、適用されることを要請している。すなわち、いかなる帰結の実現が予想されるかに関わり無く、社会は常に労働主権を保証する経済制度・資源配分ルールの採用にコミットすべきことを上の公理は要請している。これは極めて、非帰結主義的な価値基準を表していると言えよう。

しかしながら、労働主権的でない配分ルールが実行される社会というのは、政策当局による何らかの労働の強制が存在する社会であると考えられる。言い換えれば、経済活動に関する基本的自由権が保証されておらず、統制的な経済社会であることが想定できる。仮に平等主義的な資源配分政策であっても、その実行プロセスが労働の強制を伴うような形でしか実現し得ないとすれば、それは許容し得ない。労働主権の公理はそのような立場からの規範的基準の一表明なのである。ロールズの**正義の第一原理 (基本的自由の平等な保証)**も、また、パレースの「弱い意味」での自己所有権原理も、我々の経済モデルの論脈では、労働主権(LS)として定式化されることを許容するであろう。

²³ ここで $g_{i1}(m_i, \mathbf{m}_{-i}) = x_i$ とは、戦略 $(m_i, \mathbf{m}_{-i}) \in M$ に対応して、帰結関数が指定する個人 $i \in N$ の労働時間供給量を記述している。

(II). 分配的正義の基準に基づく評価

次に分配的正義の観点からの基準を考えたい。ここで考察している拡張された社会的厚生関数の枠組みでは、非帰結主義的な議論も可能となっており、そのことを留意した上で、分配的正義の基準を体現する適切な装置が必要である。そのような装置として、ある適当な分配的正義の基準に基づいて代替的資源配分のランキング付けを行う写像を導入しよう。

この写像 $J: E \rightarrow Z^n \times Z^n$ は、任意の経済環境 $e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E$ に対して、対応する実行可能集合 $A(e)$ 上で二項関係 $J(e)$ を定義する関数である。この二項関係 $J(e)$ が、ある分配的正義の理論を体現するものであり、その基準に則って、代替的な実行可能配分の順序付けを行うものと解釈されるのである。例えば、この二項関係 $J(e)$ がセンの「潜在能力の平等」論などの様に、個々人の効用情報とは独立に定義される福祉指標に基づいた非厚生主義的分配的正義論を体現する価値判断である場合には、写像 J は経済環境に関する情報 e のうち、実際には人々の客観的特性のプロフィールを表す \mathbf{s} のみを利用していると解釈可能である。また、ドゥウオーキンの「包括的資源の平等」論 [Dworkin, (1981b; 2000)] などのように、個々人の福祉指標としてその効用情報を直接使用するわけではないが、その福祉指標の導出過程において主観的選好のプロフィールの情報も不可欠であるような非厚生主義的な分配的正義論を体現する価値判断である場合には、人々の客観的特性のプロフィールを表す \mathbf{s} のみならず、人々の主観的選好のプロフィール \mathbf{u} をも利用している。他方、二項関係 $J(e)$ が「厚生平等」論などを体現する場合には、経済環境に関する情報 e のうち、人々の主観的選好のプロフィール \mathbf{u} のみを利用していると解釈することが出来る。その意味で、この定式は極めて普遍的な定式であると言える。

写像 J の具体例として、それがヴァン・パレースによる「機会集合のレキシミン配分基準」を体現しているケースについて、定式化してみよう。パレース自身は、機会集合をいわゆる予算集合として定義し、そのレキシミン的配分を以下の**非支配的多様性**という条件で定義している。その定義から始めよう。任意の経済環境 $e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E$ の下で、賃金率 w において、労働スキルが s_i である個人が消費ベクトル $z_i = (x_i, y_i)$ を賦与されている場合の彼の予算集合は

$$B(z_i, s_i, w) \equiv \{(x, y) \in [0, 1] \times \mathbf{R}_+ \mid y - ws_i x \leq y_i - ws_i x_i\}$$

で定義される。ここで、 $\pi_i(z_i, s_i, w) \equiv y_i - ws_i x_i$ と置こう。そのとき、個人 i の効用関数が u_i

であるときに、それに対応して定義される間接効用関数を v_i で表せば、この賃金率 w の下での彼の間接効用関数の値は $v_i(w, s_i, \pi_i(z_i, s_i, w)) \equiv u_i(z_i)$ によって定義される。この間接効用の値を、彼の予算集合に関する彼自身の評価と見なすのである。このとき、

定義 2 [Parijs (1995)] : 任意の経済環境 $e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E$ の下で、実行可能配分

$\mathbf{z} \in A(e)$ が **非支配的多様性 (Undominated Diversity)** を満たすのは、この経済環境の下で \mathbf{z} を利潤最大化生産計画と整合化するような任意の支持価格 $w > 0$ の下で、以下の条件が満たされるときである :

$$\forall i, j \in N, \exists k \in N, v_k(w, s_i, \pi_i(z_i, s_i, w)) \geq v_k(w, s_j, \pi_j(z_j, s_j, w)).$$

非支配的多様性はいわゆる**無羨望(No envy) [Foley (1967)]基準**に比べるとはるかに弱い条件である。この条件に基づいてパレーズ主義的二項関係写像 J^{ND} を構成してみよう。

任意に与えられた経済環境 $e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E$ の下での任意の実行可能配分

$\mathbf{z} \in A(e)$ に対して、集合 $H(\mathbf{z}; \mathbf{u}) \subseteq N \times N$ を以下のように定義する:

$$H(\mathbf{z}; \mathbf{u}) \equiv \{(i, j) \in N \times N \mid \forall k \in N : u_k(z_j) > u_k(z_i)\}.$$

定義より、集合 $H(\mathbf{z}; \mathbf{u})$ は、効用関数のプロフィール $\mathbf{u} \in U^n$ において、配分 $\mathbf{z} \in A(e)$ の下で、各個人が誰によって支配されているかを記述する集合である。この集合が包含関係で評価してより小さいほど、配分の非支配的多様度は高いと見なすことができる。したがって、非支配的多様性基準に基づく一つの二項関係写像 J^{ND} を今、以下のように定義することにしよう: 任意の経済環境 $e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E$ に関して、

$$P(J^{\text{ND}}(e)) \equiv \{(\mathbf{z}, \mathbf{z}') \in A(e) \times A(e) \mid H(\mathbf{z}; \mathbf{u}) \subset H(\mathbf{z}'; \mathbf{u})\}.$$

このように定義される二項関係写像 J^{ND} は任意の経済環境 $e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E$ に関して、連続な厳密半順序(strict partial ordering) $J^{\text{ND}}(e)$ を割り当てる性質を持つ事を確認できる。

以上の準備の下で、拡張された社会的厚生関数において、分配的正義の基準を以

下の様に導入することが出来る:

J に基づく公正性の尊重(J-RF): $\forall e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E, \forall (\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma') \in \Xi(e),$

$$[\mathbf{z} = (\mathbf{x}, \mathbf{y}), \mathbf{z}' = (\mathbf{x}', \mathbf{y}') \ \& \ \mathbf{x} = \mathbf{x}'] \Rightarrow$$

$$[(\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma')] \in Q(e) \Leftrightarrow (\mathbf{z}, \mathbf{z}') \in J(e);$$

$$((\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma')) \in P(Q(e)) \Leftrightarrow (\mathbf{z}, \mathbf{z}') \in P(J(e)).$$

上記の公理は、任意の二つの拡張された選択枝間の評価の際にそれぞれの選択枝の実行可能配分の項目にのみ注目する公理であって、或る限定された状況下においては、それぞれの選択枝の拡張された社会的厚生関数による評価が、それぞれの配分の J に基づく評価と整合的であることを要請する。ここで、「或る限定された状況下」とは、比較対象となっている二つの拡張された選択枝のそれぞれの配分における違いが、高々、産出財の分配状況の違いだけであるような状況を意味する。

このように、この公理は、拡張された社会的選択枝の望ましさを、その実現される資源配分の J に基づく公正性の観点からのみ、評価するものである。例えば、もし J がパレースの非支配的多様性基準のように、非厚生主義的分配的正義論を体現するものであるのであれば、上の公理は厚生主義的な価値判断の介在する余地も無い。また、労働主権の公理と異なり、この公理は帰結主義的立場に立っている。なぜならば、もっぱら実現される資源配分の評価に基づいて、拡張された選択枝の評価を行っているからである。

(III). 厚生主義的価値に基づく評価

最後に厚生主義的価値に基づく、拡張された社会的厚生関数の公理を導入しよう。これは標準的なパレート原理の拡張として定義される:

配分におけるパレート基準(PA): $\forall e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E, \forall (\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma') \in \Xi(e),$

$$[u_i(z_i) > u_i(z'_i) \ (\forall i \in N)] \Rightarrow ((\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma')) \in P(Q(e));$$

$$[u_i(z_i) = u_i(z'_i) \ (\forall i \in N)] \Rightarrow ((\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma')) \in I(Q(e)).$$

上記の公理も、任意の二つの拡張された選択枝間の評価の際にそれぞれの選択枝の実行可

能配分の項目にのみ注目する公理であって、その配分間でパレート優越的關係もしくはパレート無差別的關係が成立する場合には直ちにその關係に整合するようにして、それぞれの選択肢の拡張された社会的厚生関数による評価が与えられるべき事を要請する。この公理もまた、帰結主義的立場に基づいている。なぜならば、もっぱら実現される資源配分の評価に基づいて、拡張された選択肢の評価を行っているからである。

3.2. 拡張された社会的厚生関数の理論的構成可能性問題

3.1 節で議論した3つの基本的基準を満たす拡張された社会的厚生関数は理論的に構成可能であろうか？その議論を行うための理論的基礎準備作業からまずは始めたい。今、任意の社会状態の普遍集合を X とし、その集合上で定義される二項關係を一般に R で表すことにしよう。この二項關係 R は社会が表現する X 上の選好關係を表しているとしよう。この R が特に完備性と推移性を満たすとき、それを**社会的順序**と呼ぶことにしよう。また、

定義 3: ある二項關係 $R^a \subseteq X \times X$ が公理 a を體現するとは、以下のことが成り立つことを意味する： $\forall \mathbf{x}, \mathbf{x}' \in X$,

$$(\mathbf{x}, \mathbf{x}') \in R^a \text{ (resp. } P(R^a)) \Leftrightarrow \text{公理 } a \text{ に従えば、} \mathbf{x} \text{ は } \mathbf{x}' \text{ よりも少なくとも}$$

同程度に望ましい (resp. 厳密に望ましい)。

一般にある公理 a を體現する二項關係は完備な順序である保証はない。では、一般にある社会的順序 $R \subseteq X \times X$ がある公理を満たすとはいかなることかを定式化しよう。

定義 4: ある社会的順序 R が公理群 $\{a^\lambda\}_{\lambda \in \Lambda}$ を満たすとは、それぞれの公理 a^λ を體現する

二項關係 R^{a^λ} に関して、以下の關係が成り立つときそのときのみである：

$$R \supseteq \left[\bigcup_{\lambda \in \Lambda} R^{a^\lambda} \right] \ \& \ P(R) \supseteq \left[\bigcup_{\lambda \in \Lambda} P(R^{a^\lambda}) \right].$$

以上の定義が示すように、ある社会的順序がある公理を満たすためには、その公理自体を體現する二項關係が社会的順序の部分關係でなければならない。これは、この公理自体が體現される二項關係が順序關係の条件と矛盾するような性質を内在させていれば、結局、いかなる社会的順序 R もこの公理を満たすことができないことを意味する。

いかなる種類の公理であれば、それは何らかの社会的順序 R によって満たされることが可能なのだろうか？あるいはそのような公理を満たす社会的順序 R は存在するので

あろうか？その準備のためにいかにいくつかの概念を導入する。

定義 5 [Suzumura (1976)]: ある二項関係 $R \subseteq X \times X$ が**整合性(consistency)**を満たすとは、 X 上の任意の有限部分集合 $\{x^1, x^2, \dots, x^t\}$ に関して、 R が以下のような incoherent cycle を持つことが無いことを言う：

$$(x^1, x^2) \in P(R), (x^k, x^{k+1}) \in R \quad \forall k = 2, \dots, t-1, \& (x^t, x^1) \in R.$$

命題 3: ある任意の公理群 $\{a^\lambda\}_{\lambda \in \Lambda}$ を同時に満たす社会的順序 R が存在するための必要十分条件は、それぞれの公理 a^λ を体現する二項関係 R^{a^λ} に関して、以下の関係が成り立つときそのときのみである：

$$\left[\bigcup_{\lambda \in \Lambda} R^{a^\lambda} \right] \text{は整合性を満たす。}$$

命題 3 より、複数の公理を共に満たす整合的な社会的順序の構成可能性は、それら複数の公理を体現する二項関係の和(union)が整合性を満たすか否かを確認すれば良い事が解る。

以上の議論は、我々の経済的資源配分問題の論脈で定義されている拡張された社会的厚生関数の構成可能性問題とどのように関わっているのでしょうか？第一に、社会的厚生関数は一般に、各経済環境に対して、与えられた社会状態の集合上で順序関係を賦与する写像である。従って、上記の命題 3 に基づけば、一般にある公理群 $\{a^\lambda\}_{\lambda \in \Lambda}$ を同時に満たす社会的厚生関数の存在可能性は、各経済環境ごとに、これらの公理群を体現する二項関係の群を定義し、その和が整合的であることを確認すれば良い事がわかる。例えば、我々の論脈では、公理 **LS**、公理 **J-RF**、及び公理 **PA** はそれぞれ、以下のような性質を持つ二項関係写像 $Q^{LS} : E \rightarrow (Z^n \times \Gamma)^2$ 、 $Q^{JRF} : E \rightarrow (Z^n \times \Gamma)^2$ 、及び $Q^{PA} : E \rightarrow (Z^n \times \Gamma)^2$ によって体現される：

$$(1) \quad \forall e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E, \quad \forall (\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma') \in \Xi(e),$$

$$((\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma')) \in Q^{LS}(e) \Leftrightarrow [\gamma \in \Gamma_{LS} \quad \& \quad \gamma' \notin \Gamma_{LS}],$$

$$(2) \quad \forall e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E, \quad \forall (\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma') \in \Xi(e) \text{ with } \mathbf{z} = (\mathbf{x}, \mathbf{y}) \quad \& \quad \mathbf{z}' = (\mathbf{x}', \mathbf{y}'),$$

$$((z, \gamma), (z', \gamma')) \in Q^{JRF}(e) \Leftrightarrow \mathbf{x} = \mathbf{x}' \ \& \ (z, z') \in J(e);$$

$$((z, \gamma), (z', \gamma')) \in P(Q^{JRF}(e)) \Leftrightarrow \mathbf{x} = \mathbf{x}' \ \& \ (z, z') \in P(J(e)).$$

$$(3) \ \forall e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E, \ \forall (z, \gamma), (z', \gamma') \in \Xi(e),$$

$$((z, \gamma), (z', \gamma')) \in P(Q^{PA}(e)) \Leftrightarrow u_i(z_i) > u_i(z'_i) \quad (\forall i \in N),$$

$$((z, \gamma), (z', \gamma')) \in I(Q^{PA}(e)) \Leftrightarrow u_i(z_i) = u_i(z'_i) \quad (\forall i \in N).$$

このように定義された3つの二項関係写像に関して、任意の経済環境 $e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E$ において二項関係 $Q^{LS}(e) \cup Q^{JRF}(e) \cup Q^{PA}(e)$ が整合的であるか否かをチェックする事で、上記の3公理を満たす拡張された社会厚生関数の存在可能性を確認することが出来るのである。

残念ながら、二項関係 $Q^{LS}(e) \cup Q^{JRF}(e) \cup Q^{PA}(e)$ が一般に整合性を満たさない事は容易に確認される。第一に、二項関係 $Q^{LS}(e) \cup Q^{JRF}(e)$ は整合性を満たさない。それは $Q^{LS}(e)$ が拡張された社会的選択肢 (z, γ) のうち、もっぱら配分ルール γ の特性にのみ基づく価値判断基準を表しているのに対し、 $Q^{JRF}(e)$ は逆に配分帰結 z の特性にのみ基づく価値判断基準を表していることから容易に推測がつく。同様の議論は、 $Q^{LS}(e) \cup Q^{PA}(e)$ が整合性を満たさない事にも適用できる。では、 $Q^{JRS}(e) \cup Q^{PA}(e)$ に関してはどうか？これは所謂、資源配分の公平性と効率性の両立可能性問題としてよく知られている課題に関わり、二項関係 $Q^{JRS}(e) \cup Q^{PA}(e)$ が整合的であるか否かは、分配的正義の基準 J の性質に依存するであろう。

もし仮に J が個々人の効用関数情報を全く無視した、非厚生主義的な情報的基礎のみに基づいて定義されている二項関係である場合には、個々人の効用関数情報のみに基づく厚生主義的な $Q^{PA}(e)$ と $Q^{JRS}(e)$ の評価がどこかで衝突するか、もしくは両評価の接合が循環的二項関係を導いてしまう事は容易に予想される²⁴。分配的正義の基準 J が個々人の効用関数プロフィールを情報的基礎(の一部)として構成されている場合はどうか？例えば、二項関係 J が**無羨望基準**を体現している場合、やはり $Q^{PA}(e)$ と $Q^{JRS}(e)$ の衝突が生じてしまう事は、よく知られている²⁵。

では、無羨望基準を弱めた要請である、パレースが「機会集合のレキシミン配分基準」として呈示した、**非支配的多様性基準** J^{ND} の場合にはどうか？その場合も依然として、公理 **PA** との衝突は避けられないのである。

²⁴ 実際、Gotoh, Suzumura, and Yoshihara (2005)では、 J がセンの所謂、潜在能力集合の人々への賦与状況を情報的基礎とする、潜在能力の平等化原理を体現する二項関係である場合に、公理 **PA** との衝突が不可避であることを証明している。

²⁵ この系列の最新の研究成果としては、Tadenuma (2002)が挙げられる。また、吉原(2004)も参照の事。

例 1: ある経済環境 $e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E$ は今、以下のように定義される。 $N = \{1, 2, 3\}$ 、 $\bar{x} = 3$ 、および生産関数は $f(x) = x$ である。また、3人の個人の労働スキルは $s_i = 1$ ($\forall i \in N$) である。今、個人1の効用関数は以下のように与えられている:

$$\forall (x, y) \in Z, u_1(x, y) = (1 - \theta) \cdot (\bar{x} - x) + y \quad \text{where } \theta \in (0, 1).$$

また、個人2の効用関数は以下のように与えられている:

$$\forall (x, y) \in Z, u_2(x, y) = \begin{cases} (1 - \theta) \cdot (\bar{x} - x) + y & \text{if } x \in [0, 1] \\ (1 + \theta) \cdot (\bar{x} - x) + y & \text{if } x \in [1, \bar{x}] \end{cases}$$

他方、個人3の効用関数は $u_3 = u_1$ としよう。

ここで以下の4つの実行可能配分を考える:

$$\mathbf{z}^* = ((1, 1), (1, 1), (1, 1)), \quad \mathbf{z}^{**} = ((2, 2), (2, 2), (1, 1)),$$

$$\mathbf{z}^*(\theta) = ((1, 1 + \theta), (1, 1 - \theta), (1, 1)), \quad \mathbf{z}^{**}(\theta) = ((2, 2 - \theta), (2, 2 + \theta), (1, 1)).$$

これら4つの実行可能配分を経済環境 e において Nash 均衡帰結として実現するような配分ルールをそれぞれ γ^* , γ^{**} , $\gamma^*(\theta)$, 及び $\gamma^{**}(\theta)$ としよう。そのとき、 $Q^{J^{ND}RS}(e)$ の定義より、

$$((\mathbf{z}^*, \gamma^*), (\mathbf{z}^*(\theta), \gamma^*(\theta))) \in P(Q^{J^{ND}RS}(e)), \quad ((\mathbf{z}^{**}, \gamma^{**}), (\mathbf{z}^{**}(\theta), \gamma^{**}(\theta))) \in P(Q^{J^{ND}RS}(e)).$$

他方、 $Q^{PA}(e)$ の定義より、

$$((\mathbf{z}^*(\theta), \gamma^*(\theta)), (\mathbf{z}^{**}, \gamma^{**})) \in I(Q^{PA}(e)), \quad ((\mathbf{z}^{**}(\theta), \gamma^{**}(\theta)), (\mathbf{z}^*, \gamma^*)) \in I(Q^{PA}(e)).$$

以上の議論より、二項関係 $Q^{J^{ND}RS}(e) \cup Q^{PA}(e)$ は整合的ではない事が確認できる。 **Q.E.D.**

3.3. セカンド・ベストな拡張された社会的厚生関数の構成可能性問題への理論的基礎

我々は 3.2 節において、我々が掲げる 3つの基本公理 (**LS**, **JRF**, **PA**) を同時に満たす拡張された社会的厚生関数が存在するための必要十分条件について、議論してきた。それは各公理を体現する二項関係の集合和が、それ自体、二項関係として整合性の性質を満たすことを要請するものであった。しかし例 1 で確認したように、例えばパレート基準と非支配的多様性基準のように、両公理を体現する二項関係が整合性を満たさなくなるケースは、むしろ通則的であると考えられる。その場合に、我々は、そのような公理群が要請する諸基準を反映した整合的な社会的判断の形成を完全に放棄してしまうしかないのだろうか？しかし、パレート基準と非支配的多様性基準のように、それぞれの公理が社会的に支持しうる規範的価値基準を表している場合、それらを少しでも反映したセカンド・ベストの整合的な社会的判断の形成可能性を探求すべきではなからうか？互いに両立不可能な

価値基準でありながら、社会的にそれらのいずれをも放棄しがたい二つの公理がある場合の、セカンド・ベストの社会的厚生関数の構成の方法に関して、以下では二つのアプローチについて言及しておきたい。

一つのアプローチは、セン=ウィリアムス[Sen and Williams (1980)]で言及されたところの、諸基準の「多元的」適用アプローチ(plural approach)である。今、再び一般的社会状態の集合 X 上での社会的順序 R の構成可能性問題の論脈で考えてみよう。二つの公理 a と公理 b が存在し、それぞれを体現する X 上の二項関係を R^a と R^b であるとしよう。また、以下の議論では、二項関係 R^a 及び R^b は共に、準順序(quasi-ordering)もしくは厳密半順序の性質を持つものとしよう。以上の前提の下で、諸基準の「多元的」適用アプローチは、以下のような新たな二項関係 R^{ab} を構成することである： $\forall \mathbf{x}, \mathbf{x}' \in X$,

$$(\mathbf{x}, \mathbf{x}') \in R^{ab} \Leftrightarrow (\mathbf{x}, \mathbf{x}') \in R^a \cap R^b; \&$$

$$(\mathbf{x}, \mathbf{x}') \in P(R^{ab}) \Leftrightarrow (\mathbf{x}, \mathbf{x}') \in [P(R^a) \cap R^b] \cup [R^a \cap P(R^b)].$$

この二項関係 R^{ab} は、二つの公理の体現する二項関係のパレート主義的適用によって構成されたものであり、両公理が一致して \mathbf{x} を \mathbf{x}' よりも少なくとも同程度に望ましいと判断する場合に限って、社会的判断を形成する事を意味している。すなわち、 \mathbf{x} と \mathbf{x}' の相対的望ましさにに関して、公理 a と公理 b の判断が一致せず、互いに逆向きの判断になっている場合には、社会的判断は形成されないことでもある。明らかに、 R^{ab} は準順序(もしくは厳密半順序)である。したがって、準順序 R^{ab} のある拡張完備順序 R^* が存在する。この社会的順序 R^* は公理 a と公理 b のいずれも満たさないが、それぞれの要請が一致する場合には、両公理の要請を反映した社会的価値判断を形成するものである。この方法では、互いに相異なる複数の公理は等しいウエイトで、その要請が社会的価値判断の形成に際して考慮されることになる。しかしながら、諸公理の要請が考慮されるケースとは、全ての公理の要請が同方向を向いているときに限られるため、多くの状況下では諸公理の要請とは無関係な価値判断が形成される可能性を許してしまうという弱点がある。

第二のアプローチは、互いに相異なる要請をする複数の公理間で、社会的価値判断の形成に際しての適用の優先順位を課す方法である。これは、ジョン・ロールズ[Rawls (1971)]なども実践した諸基準の辞書的適用アプローチ(lexicographic approach)と言うべきものであって、以下のように定式化される。今、任意の二項関係 R に対して、 $N(R) \subseteq X \times X$ を以下のように定義する： $\forall \mathbf{x}, \mathbf{x}' \in X$,

$$(\mathbf{x}, \mathbf{x}') \in N(R) \Leftrightarrow (\mathbf{x}, \mathbf{x}') \notin R \& (\mathbf{x}', \mathbf{x}) \notin R.^{26}$$

さて、公理 a と公理 b が互いに両立しない基準であるときに、両公理間に適用の優先順位を付け、例えば、社会が公理 b よりも公理 a により優先性を与えている場合、社会的価値判断の形成は、第一に公理 a の要請に基づいて為され、第二に、もし公理 a が判断を保留するような社会状態間の比較問題の場合にのみ、公理 b の要請に基づいて為されるものとしよう。

²⁶ この二項関係の定義は、Suzumura (2004)に依拠している。

これを公理 a - 第一優先的=公理 b - 第二優先的適用ルールと言う。それは以下のような二項関係 R_{lex}^{ab} として、定式化される: $\forall \mathbf{x}, \mathbf{x}' \in X$,

$$(\mathbf{x}, \mathbf{x}') \in R_{lex}^{ab} \Leftrightarrow (\mathbf{x}, \mathbf{x}') \in R^a \cup [N(R^a) \cap R^b]; \&$$

$$(\mathbf{x}, \mathbf{x}') \in P(R_{lex}^{ab}) \Leftrightarrow (\mathbf{x}, \mathbf{x}') \in P(R^a) \cup [N(R^a) \cap P(R^b)].^{27}$$

すなわち、公理 a - 第一優先的=公理 b - 第二優先的適用ルールの下で \mathbf{x} の方 \mathbf{x}' よりも少なくとも同程度に望ましいと判断されるのは、公理 a がそのような評価を要請する場合であるか、あるいは公理 a の基準によっては \mathbf{x} と \mathbf{x}' の相対的望ましさに関する比較が不可能である場合に公理 b がそのような評価を要請するかのいずれかであることを意味している。同様の手続きで、公理 b - 第一優先的=公理 a - 第二優先的適用ルールについても考えることが出来る。それを体現する二項関係写像を R_{lex}^{ba} で表すことにしたい。

その他、考えられる第三のアプローチとして、公理 a 及び公理 b のそれぞれの要請を弱める事によって、両立可能性を探る方法がある。これは形式的には二項関係 R^a の部分関係 $R^{a'} \subseteq R^a$ と二項関係 R^b の部分関係 $R^{b'} \subseteq R^b$ とを適当に選出することで、新たな二項関係 $R^{a'} \cup R^{b'}$ が整合性を満たすように出来るか否かを検証することに他ならない。このアプローチは数理的特性としては、第一のアプローチと第二のアプローチをそれぞれその両極端な特殊ケースとするような、問題の普遍的な形式である。しかしながら、これ自体は、単に公理 a 及び公理 b のファースト・ベストの組み合わせとは別の、新しい公理 a' と新しい公理 b' とを同時に満たすファースト・ベストの社会的厚生関数の存在可能性を探るという問題設定と、形式的には全く同一であり、セカンド・ベスト・アプローチとしての固有の新しい情報を提供するものではない。従って、以下では我々はこの第三のアプローチに関しては、ファースト・ベストの社会的厚生関数の分析作業の繰り返しを避けるという理由で、これ以上言及することを控えたい。

さて、「多元的」適用アプローチの場合とは違って、上記のような諸基準の辞書的適用アプローチの場合、その方法に基づいて、直ちにセカンド・ベストの社会的順序の構成可能性が保証されるとは言えない。例えば、公理 a - 第一優先的=公理 b - 第二優先的適用ルール R_{lex}^{ab} が常に整合的な二項関係を割り当てるとは否かは、自明ではないのである。

命題 4: 公理 a - 第一優先的=公理 b - 第二優先的適用ルール R_{lex}^{ab} を尊重する社会的順序

²⁷辞書的適用ルールのこのような定式化自体は、Suzumura (2004)に依拠している。

が存在するための必要十分条件は、 R_{lex}^{ab} が整合性を満たすときそのときのみである。

上記の命題に基づいて、我々自身の直面する、セカンド・ベストの拡張された社会厚生関数の構成可能性について検討したい。例えば、例 1 で検証したような、パレート原理と非支配的多様性基準に関する辞書の適用ルールを考察してみよう。「 J^{ND} - 第一優先的=PA - 第二優先的」二項関係写像 $Q^{J^{ND}RS \circ PA}$ と「PA - 第一優先的= J^{ND} - 第二優先的」二項関係写像 $Q^{PA \circ J^{ND}RS}$ の二つの可能性を探ることが出来る。それぞれ、任意の $e \in E$ に関して、

$$Q^{J^{ND}RS \circ PA}(e) = Q^{J^{ND}RS}(e) \cup \left[N(Q^{J^{ND}RS}(e)) \cap Q^{PA}(e) \right] \&$$

$$P(Q^{J^{ND}RS \circ PA}(e)) = P(Q^{J^{ND}RS}(e)) \cup \left[N(Q^{J^{ND}RS}(e)) \cap P(Q^{PA}(e)) \right];$$

$$Q^{PA \circ J^{ND}RS}(e) = Q^{PA}(e) \cup \left[N(Q^{PA}(e)) \cap Q^{J^{ND}RS}(e) \right] \&$$

$$P(Q^{PA \circ J^{ND}RS}(e)) = P(Q^{PA}(e)) \cup \left[N(Q^{PA}(e)) \cap P(Q^{J^{ND}RS}(e)) \right],$$

と定義されている。

残念ながら例 1 の経済環境と 4 つの実行可能配分に基づいて考察するならば、二項関係 $Q^{J^{ND}RS \circ PA}(e)$ も $Q^{PA \circ J^{ND}RS}(e)$ も、いずれも整合的ではないことを確認できてしまう。例えば順序付けられたペア $((z^*, \gamma^*), (z^*(\theta), \gamma^*(\theta)))$ とペア $((z^{**}, \gamma^{**}), (z^{**}(\theta), \gamma^{**}(\theta)))$ は、いずれもパレート比較不可能なペアであり、従って $N(Q^{PA}(e))$ に属する。その結果、例 1 の非整合性の議論は二項関係 $Q^{PA \circ J^{ND}RS}(e)$ に関してもそのまま適用できてしまう。同様の議論は、二項関係 $Q^{J^{ND}RS \circ PA}(e)$ に関しても適用できるのである。

以上の議論が示すように、諸基準の辞書の適用アプローチでは、一般に互いに相対立する諸公理間の矛盾をうまく調整して、それらの公理の要請を何らかの程度で反映するような社会的厚生関数を構成することは不可能である。多くの状況において、公理 a - 第一優先的=公理 b - 第二優先的適用ルール R_{lex}^{ab} が整合性を満たさないからである。この問題

を解決するには、公理 a の比較不可能ペアの集合 $N(R^a)$ の部分集合をうまく選び取って、その部分集合の範囲のみで公理 b を適用する方法が考えられる。すなわち、ある適当な部分集合 $N^*(R^a) \subseteq N(R^a)$ を選択することで、

$$R_{lex}^{*ab} \equiv R^a \cup [N^*(R^a) \cap R^b]$$

を定義し、この R_{lex}^{*ab} が整合性を満たすようにするのである。

以上の問題点を留意しつつ、改めて我々の考察する経済的資源配分問題における、セカンド・ベストの拡張された社会厚生関数の構成可能性の検証の為に、二項関係写像 $Q^{*J^{ND}RS \circ PA}$ の定義から始めよう。第一に、二項関係 $N^*(Q^{J^{ND}RS}(e))$ は以下のように定義される：

$$\forall e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E, \forall (\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma') \in \Xi(e),$$

$$((\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma')) \in N^*(Q^{J^{ND}RS}(e)) \Leftrightarrow \mathbf{x} \neq \mathbf{x}' \text{ or } H(\mathbf{z}; \mathbf{u}) = H(\mathbf{z}'; \mathbf{u}) = \emptyset.$$

かくして、二項関係写像 $Q^{*J^{ND}RS \circ PA}$ は、任意の $e \in E$ に関して、

$$Q^{*J^{ND}RS \circ PA}(e) = Q^{J^{ND}RS}(e) \cup [N^*(Q^{J^{ND}RS}(e)) \cap Q^{PA}(e)] \quad \&$$

$$P(Q^{*J^{ND}RS \circ PA}(e)) = P(Q^{J^{ND}RS}(e)) \cup [N^*(Q^{J^{ND}RS}(e)) \cap P(Q^{PA}(e))],$$

と定義される。次に二項関係写像 $Q^{*PA \circ J^{ND}RS}$ を定義する。二項関係 $N^*(Q^{PA}(e))$ の定義は：

$$\forall e = \langle N; Z; \mathbf{u}; \mathbf{s}; f \rangle \in E, \forall (\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma') \in \Xi(e),$$

$$((\mathbf{z}, \gamma), (\mathbf{z}', \gamma')) \in N^*(Q^{PA}(e)) \Leftrightarrow \mathbf{z}, \mathbf{z}' \in P(e),$$

但し $P(e)$ は経済環境 e におけるパレート効率的配分の集合である。かくして、二項関係写像 $Q^{*PA \circ J^{ND}RS}$ は、任意の $e \in E$ に関して、

$$Q^{*PA \circ J^{ND}RS}(e) = Q^{PA}(e) \cup [N^*(Q^{PA}(e)) \cap Q^{J^{ND}RS}(e)] \quad \&$$

$$P(Q^{*PA \circ J^{ND}RS}(e)) = P(Q^{PA}(e)) \cup [N^*(Q^{PA}(e)) \cap P(Q^{J^{ND}RS}(e))],$$

と定義される。

以上の議論に基づいて、以下の可能性定理を得ることが出来る:

定理: 以下の二項関係写像それぞれをその部分関係写像として含むような拡張された社会的厚生関数がそれぞれ存在する:

$$(i) Q^{LS(*PA \circ J^{ND} RS)}; (ii) Q^{(*PA \circ J^{ND} RS) \circ LS}; (iii) Q^{LS(*J^{ND} RS \circ PA)}; (iv) Q^{(*J^{ND} RS \circ PA) \circ LS}.$$

上記の 4 つのタイプの拡張された社会的厚生関数のうち、規範理論的に注目すべきは(i) $Q^{LS(*PA \circ J^{ND} RS)}$ 及び(iii) $Q^{LS(*J^{ND} RS \circ PA)}$ のタイプである。これらはいずれも公理 **LS** を第一優先的に適応する諸基準の辞書的適用アプローチによって導出されたものである。公理 **LS** は非帰結主義的基準であり、このように非帰結主義的基準を辞書式優先的に適用する規範理論としてはロールズの「正義の二原理」のほか、ヴァン・パレースの「リアル・リバータリアン」論²⁸にも見出すことが出来る。そもそも二項関係写像 J^{ND} が、パレースの非支配的多様性基準を体現したものであることを鑑みれば、 $Q^{LS(*PA \circ J^{ND} RS)}$ 及び $Q^{LS(*J^{ND} RS \circ PA)}$ はパレースの「リアル・リバータリアン」論を体現する社会的厚生関数であると言っても過言ではないだろう。

4. 結びに代えて

以上、伝統的な厚生経済学で開発されてきた厚生主義的な社会的評価の仕組みは、「福祉国家」政策の妥当性を評価する論脈においては、社会的福祉に関する限定的な価値観しか反映し得ないことを明らかにし、代替的な手法として拡張的な社会的厚生関数のフレームワークを提示してきた。また、この拡張的フレームワークにおける、当面の考慮すべき価値基準として、我々は個人の生の自律性についての価値を体現する労働主権の公理と、非厚生主義的な福祉概念に基づく分配的正義の公理、そして経済的資源配分の効率性を要請する厚生主義的公理の 3 つを提示した。さらに、これらの 3 つの公理を全て同時に満たす拡張された社会的厚生関数を整合的に構成する事は不可能である事と、セカンド・ベストとしての拡張された社会的厚生関数の構成可能性を保証するような公理間の調整方法について分析してきた。その調整方法とは、辞書式な順位付けに基づく公理の優先的適用方法を一般化したものに他ならない。そのようにして得られる拡張的な社会的厚生関数の一つは、ヴァン・パレースの「リアル・リバータリアン」論を体現する社会的厚生関数に他ならないことを確認してきた。

最後に、ここで構成可能性が確認されたタイプの拡張的な社会的厚生関数のある特性について注記しておこう。本稿で論じたような多元的価値を体現する社会的厚生関数

²⁸ 詳細に関しては、後藤・吉原(2004)を参照の事。

の研究に関連する最新の文献として、例えば **Kaplow and Shavell (2001)**及び **Blackorby, Bossert, and Donaldson (2005)**の研究を挙げることができる。彼らもまた、社会的評価を形成する際の情報の基礎として、いわゆる個々人の効用情報以外の、非厚生主義的情報のプロフィールを含めた装置として、ある種の「拡張的」な社会的厚生関数を考えている。そのような拡張された情報の基礎においても尚、パレート原理などの条件を要請する限り、そのような社会的厚生関数が形成する社会的評価は、個々人の効用情報のみに基づいた厚生主義的性質のものに限られる。これが、それらの研究の主要な結論である。

例えば **Kaplow and Shavell (2001)**は、社会的厚生関数が連続性の性質を持つ限り、それがパレート無差別原理と相容れない非厚生主義的な規範的公理を満たす場合、そのような関数は弱パレート原理と矛盾する事を示した。この事実は、社会的厚生関数の連続性と弱パレート原理の性質から直ちにパレート無差別原理が含意される事から従う²⁹。他方、**Blackorby et al. (2005)**は、拡張的なプロフィールの定義域を持つ社会的厚生関数が、定義域の普遍性、パレート無差別原理、拡張されたプロフィールに関する無関連の選択肢からの独立性、以上の3つの公理を満たす場合、それは**強中立性(strong neutrality)**を含意する事を示した。

強中立性とは、社会的厚生関数の割り当てる順序が個々人の効用値プロフィール上の社会的順序と同値になる事を要請するものであり、従って非厚生主義的情報のプロフィールの特性とは独立に、効用値情報にのみ依存させて社会的順序を決めるべき事を要請する。すなわち、それは「厚生主義」の公理と通常、解釈されている条件である。効用関数のプロフィールのみを定義域に持つ通常の **B・S** 型社会的厚生関数においても、定義域の普遍性、パレート無差別原理、無関連の選択肢からの独立性から強中立性が導出される事は、すでに **Sen (1977)**、**Roberts (1980)**などによって明らかにされている。対して、**Blackorby et al. (2005)**は、独立性公理を効用関数のプロフィールのみでなく、非厚生主義的情報も含めた包括的プロフィールを想定して定義している点に違いがあり、通常のアロー風の「無関連の選択肢からの独立性」公理よりも弱い要請である。にも拘らず、依然として強中立的な社会的厚生関数しか有り得ないという **Blackorby et al. (2005)**の定理は、厚生主義を支持すべき強い論拠を与える様に見える。

これらの研究と本稿で考察された議論との位置関係について簡単に言及しておこう。第一に、**Blackorby et al. (2005)**の厚生主義導出定理は、定義域の普遍性公理の条件に強く依存している。しかし、経済環境を前提とする本稿で議論された拡張的な社会的厚生関数は、個々人の効用関数の許容集合の限定性(単調性と準凹性)からして、そもそも定義域の普遍性を満たしてはいない。また、非厚生主義的な情報プロフィールに関しては、定義域の普遍性という条件自体、不自然な要請であるようにも思われる。客観的な福祉指標はそれ自体、何らかの公理体系によって特徴付けられるような二項関係(ないしは二項関係写

²⁹ **Kaplow and Shavell (2001)**では、パレート無差別原理を社会的厚生関数の厚生主義的性質の定義と考えている。

像)として定義されるべきもの³⁰であって、従って移ろいやすい主観的消費選好の表現である効用関数とは異なった形式的取り扱いをすべきものであるからだ。実際、我々が定理 3 で存在を証明した拡張的社会的厚生関数のタイプ $Q^{LS>(*PA-J^{ND}RS)}$ には、Blackorby et al. (2005) の意味での独立性公理も満たすものが存在する。それは我々の考察する関数が、彼らの意味での定義域の普遍性公理を満たしていないからである。

第二に、Kaplow and Shavell (2001)の結論は、本稿における例 1 での議論と基本的に同じである。しかし、不可能性という意味では、我々の例 1 は Kaplow and Shavell (2001)のケースとは違って社会的厚生関数の連続性を仮定していない故に、より強い命題であると言える。また、この不可能性命題自体は、厚生主義を支持する含意を必ずしも持つものではない。なぜならば、Fleurbaey, Tungodden, and Chang (2003)も指摘するように、パレート無差別原理と厚生主義の公理とは同値ではないからだ。実際、我々の拡張的な社会的厚生関数のタイプ $Q^{(*PA-J^{ND}RS)-LS}$ は、弱パレート原理もパレート無差別原理も満たし、かつ非厚生主義の 2 つの公理も部分的適用という事で弱められた形式ではあれ、満たしている。もっとも、このタイプの関数は連続性を満たしていない。この事は、厚生主義と非厚生主義との見掛け上のトレード・オフ関係にも拘らず、その真の要因はむしろ、連続性の要請である事を含意している。

以上を総括すれば、Kaplow and Shavell (2001)や Blackorby et al. (2005)の結論にも拘らず、厚生主義的パレート原理と非厚生主義的な諸公理とを調整的に反映した、良い性質を維持できる社会的厚生関数を構成する事は、十分に可能である。その事を、本稿で紹介した主要定理は示していると言えよう。

参考文献

Blackorby, C., Bossert, W., and D. Donaldson (2005): “Multi-profile Welfarism: A Generalization,” *Social Choice and Welfare* **24**, pp. 253-267.

Dworkin, R., (1981a): “What is Equality? Part 1: Equality of Welfare,” *Philosophy & Public Affairs* **10**, pp. 185-246.

Dworkin, R., (1981b): “What is Equality? Part 2: Equality of Resources,” *Philosophy & Public Affairs* **10**, pp. 283-345.

³⁰ 例えば、機会集合のランキングを「選択の自由」の観点から特徴付ける Pattanaik and Xu (1990)以下の一連の研究などがそうした具体例である。

- Dworkin, R., (2000): *Sovereign Virtue*, Harvard University Press: Cambridge.
- Fleurbaey, M., Tungodden, B., and H. F. Chang (2003): “Any Non-welfarist Method of Policy Assessment Violates the Pareto Principle: A Comment,” *Journal of Political Economy* **111**, pp. 1382-1385.
- Foley, D. (1967): “Resource Allocation and the Public Sector,” *Yale Economic Essays* **7**, pp. 45-98.
- Gintis, H. (1972): “Consumer Behavior and the Concept of Sovereignty: Explanation of Social Decay,” *American Economic Review* **42**, pp. 267-278.
- Gotoh, R., Suzumura, K., and N. Yoshihara, (2005): “Extended Social Ordering Functions for Rationalizing Fair Game Forms in the sense of Rawls and Sen,” *International Journal of Economic Theory* **1**, pp. 21-41.
- Hick, J. R. (1959): *Essays in World Economics*, Clarendon Press, Oxford. (大石泰彦訳『世界経済論』岩波書店, 1964)
- Kaplow, L., and Shavell, S. (2001): “Any Non-welfarist Method of Policy Assessment Violates the Pareto Principle,” *Journal of Political Economy* **109**, pp. 281-286.
- Mill, J. S. (1859): *On Liberty*, reprinted in M. Warnock (ed), *Utilitarianism*, London: Fontana, 1973. (早坂忠訳『自由論』[関嘉彦責任編集『ベンサム, J.S. ミル』(世界の名著38)]中央公論社, 1967)
- Nozick, R. (1974): *Anarchy, State and Utopia*, Oxford: Basil Blackwell. (嶋津格訳, 『アナーキー・国家・ユートピア』上・下, 木鐸社, 1985/89)
- Pattanaik, P. K., and Xu, Y. (1990): “On Ranking Opportunity Sets in terms of Freedom of Choice,” *Recherches Economiques de Louvain* **56**, pp. 383-390.
- Pigou, A. C. (1932): *The Economics of Welfare*, MacMillan & Co., London, 1950. (永田清監修, 気賀健三・千種義人・鈴木諒一・福岡正夫・大熊一郎共訳, 『厚生経済学 I, II, III, IV』, 東洋経済新報社)

- Rawls, J. (1971): *A Theory of Justice*, Harvard Univ Press, Cambridge.
- Roberts, K. (1980): "Interpersonal Comparability and Social Choice Theory," *Review of Economic Studies* **47**, pp. 421-439.
- Sen, A. K. (1970a): *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco: Holden-Day.
 Republished, Amsterdam: North-Holland, 1979. (志田基与師監訳『集合的選択と社会的厚生』, 劉草書房, 2000)
- Sen, A. K. (1970b): "The Impossibility of a Paretian Liberal," *Journal of Political Economy* **78**, pp. 152-157.
- Sen, A. K. (1977): "On Weights and Measures: Informational Constraints in Social Welfare Analysis," *Econometrica* **45**, pp. 1539-1572.
- Sen, A. K. (1980): "Equality of What?" in S. McMurrin (ed.), *Tanner Lectures on Human Values*. **1**, Cambridge University Press, Cambridge.
- Sen, A. K. (1985): *Commodities and Capabilities*, North-Holland: Amsterdam.
- Sen, A. K., and Williams, B. (1982): "Introduction: Utilitarianism and beyond," Sen, A. K., and Williams, B., eds, *Utilitarianism and beyond*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Suzumura, K. (1976): "Remarks on the Theory of Collective Choice," *Economica* **43**, pp. 381-90.
- Suzumura, K. (2004): "An Extension of Arrow's Lemma with Economic Applications," mimeo.
- Tadenuma, K. (2002): "Efficiency First or Equity First? Two Principles and Rationality of Social Choice," *Journal of Economic Theory* **104**, pp. 462-72.
- Van Parijs, P. (1992): "Competing Justification of Basic Income," in van Parijs, P. (ed.) *Arguing for Basic Income*, Verso, London, pp. 1-43.

Van Parijs, P. (1993): *Marxism Recycled*, Cambridge University Press, Cambridge.

Van Parijs, P. (1995): *Real Freedom for All: What (if Anything) can Justify Capitalism*, Oxford University Press, Oxford.

池上惇・二宮厚美編(2005): 『人間発達と公共性の経済学』(桜井書店).

大竹文雄(2005): 『日本の不平等——格差社会の幻想と未来——』(日本経済新聞社).

後藤玲子・吉原直毅(2004)「『基本所得』政策の規範的経済理論——『福祉国家』政策の厚生経済学序説——」, 『経済研究』第 55 巻第 3 号, pp. 230-244

斉藤純一 編 (2004): 『福祉国家／社会的連帯の理由』(ミネルヴァ書房).

塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子 編 (2004): 『福祉の公共哲学』(東京大学出版会).

新川敏光 (2004): 「福祉国家の改革原理：——生産主義から脱生産主義へ——」(塩野谷・鈴木・後藤編(2004) ; 第 11 章), pp. 197-214.

新川敏光 (2004a): 「福祉国家の危機と再編：——新たな社会的連帯の可能性を求めて——」(斉藤編(2004) ; 第 1 章), pp. 13-53.

鈴木興太郎・吉原直毅(2000): 「責任と補償：厚生経済学の新しいパラダイム」, 『経済研究』第 51 巻 2 号, pp. 162-184.

宮本太郎(2004): 「就労・福祉・ワークフェア」(塩野谷・鈴木・後藤編(2004) ; 第 12 章), pp. 215-34.

吉原直毅(1999): 「分配的正義の理論への数理経済学的アプローチ」, 高増明・松井晃編『アナリティカル・マルクシズム』(ナカニシヤ出版), pp. 152-175.

吉原直毅(2003b): 「分配的正義の経済理論——責任と補償アプローチ——」, 『経済学研究』(北海道大学) **53-3**, pp. 373-401.